

摂 津 市 議 会

民生常任委員会記録

平成29年3月13日

摂 津 市 議 会

目 次

民生常任委員会

3月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査-----	3
質疑（増永和起委員）	
議案第6号の審査-----	29
質疑（森西正委員 嶋野浩一朗委員 増永和起委員）	
議案第4号、議案第11号、議案第25号及び議案第29号の審査-----	34
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（森西正委員 嶋野浩一朗委員 藤浦雅彦委員 増永和起委員）	
議案第8号の審査-----	55
質疑（増永和起委員）	
議案第7号、議案第14号及び議案第26号の審査-----	57
質疑（森西正委員 嶋野浩一朗委員 藤浦雅彦委員 増永和起委員）	
議案第27号分の審査-----	72
議案第19号所管分の審査-----	72
議案第24号の審査-----	72
採決-----	72
所管事項に関する事務調査について-----	73
閉会の宣告-----	73

民 生 常 任 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成29年3月13日（月） 午前9時57分 開会
午後4時55分 閉会

1. 場所

301会議室 第二委員会室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 増永和起 委員 藤浦雅彦
委員 嶋野浩一朗 委員 森西 正

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市民生活部長 登阪 弘 同部次長 山田雅也
同部参事兼産業振興課長 池上 彰
自治振興課長 早川 茂 市民活動支援課長 谷内田 修
市民課長 川本勝也 文化スポーツ課長 妹尾紀子
農業委員会事務局長 辻 稔秀
環境部長 北野人土 同部次長兼環境業務課長 野村眞二
同部参事兼環境センター長 鈴木康之
環境政策課長 三浦佳明
保健福祉部長 堤 守 同部理事 平井貴志
同部参事兼生活支援課長 東澗順二
保健福祉課長 丹羽和人 保健福祉課参事 川口敦子
高齢介護課長 吉田量治 障害福祉課長 森川 護
国保年金課長 安田信吾 同課長代理 大西健一

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 坂本敦志

1. 審査案件（審査順）

議案第 1 号	平成 29 年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9 号	平成 28 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分
議案第 6 号	平成 29 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第 4 号	平成 29 年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第 11 号	平成 28 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 25 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 29 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 8 号	平成 29 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7 号	平成 29 年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第 14 号	平成 28 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 26 号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 27 号	摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 19 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第 24 号	摂津市文化振興条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時57分 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑を続けます。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、予算概要に沿って質問をさせていただきます。

まず、26ページ、コミュニティプラザ管理運営事業費について、コミュニティプラザのレストランがこのたび決定をしたと聞いております。この経緯、そして要件を満たしていない部分があるということもお聞きをしております。この内容について教えてください。

26ページのコミュニティセンター事業、別府のコミュニティセンターが今利用されてからどういう状況になっているのかについて、お尋ねをいたします。

それから、32ページ、住基事務事業、非常勤職員とあります。これについて教えてください。

それから、34ページ、コンビニ交付事業、スタートしてからどれぐらいになるのか、森西委員のご質問もありましたけれども、月400件から500件というお話だったかと思います。これは交付事業全体の何%に当たるのか教えてください。

同じく34ページ、個人番号カード交付事業について、金額が大分減っていると思うんですけれども、昨年と比べてどうなのか、それから、個人番号カードの

再交付などがあるのでしょうか。今、個人番号カード交付事業は10.3%ということで8,776件というのが森西委員の質問で示されたと思います。今後の見通しについても教えてください。

それから、40ページ、体育施設維持管理事業、旧味舌小学校跡地体育館建設基本設計委託料のスケジュールはどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

それから、40ページの総合体育館建設事業について、たくさんの委員がご質問されておられました。審議会で話し合われた中で、さまざまな声が出ていたと思うんです。今回スケジュールについても少し変更をとということが言われておりました。観覧席を設けると大阪府の許可が難しいというお話もあったのではないかと、許可が難しいという言い方がおかしいですかね。地域の用途とか、そういう関係で、いろいろそこについては大阪府とやりとりをしないといけないということも伺っておりますので、その内容についても教えてください。

42ページのコミュニティソーシャルワーク事業は、たくさんの委員からいろいろとご質問もあり、論議もされたと思います。日本共産党としても代表質問で取り上げました。

今、貧困と格差が広がる中で、非常にコミュニティソーシャルワークの仕事内容というのも複雑多岐にわたり、件数もたくさんふえていると思います。しっかりと人員の増加もしていただいて、また、身分の問題です。市で直接雇用をされていると思うんですけれども、非正規だとも聞いております。正規の職員へときちんとした対応もしていただけたら

と思います。これは要望にしておきます。

それから、生活困窮者自立支援事業、これは44ページですね。

この相談の件数と内容を話していただけの範囲で結構ですので、どのような相談がきているのか、また、職員はどういう体制で、何人でやっておられるのか教えてください。

48ページ、シルバー人材センター事業、平成29年度から介護保険の総合事業で今まで介護事業所が担っていた要支援1、2の方の訪問ヘルプのサービスの一部を、このシルバー人材センターが受けると聞いています。シルバー人材センターでお仕事をされる場合、募集の紙がコミュニティプラザの中に張ってあって、それを見て申し込むという形で今は行われていると思うんですが、今回、介護のヘルパーに並ぶ仕事をするということでは、そういうやり方だけではできないところがあると思います。どんな体制をとられるのか教えていただきたいと思います。

それから、新しい介護の仕事をするには研修を受けないといけないと聞いているんですけども、報酬が研修に対しても払われるのかということも教えていただきたいと思います。

それから、介護の報酬は単価が1時間1,500円と聞いているんですけども、そこからシルバー人材センターの取り分というのがあるのでしょうか、それについても教えてください。

それから、48ページ、老人医療費助成事業はどういう内容のものなのか、摂津市では何人が対象となっているのか、そして、48ページの障害者医療費助成事業も老人医療費と同じだと思うんで

すけれども、何人が対象でどのような内容なのか教えてください。

50ページ、身体障害者日常生活支援事業の住宅改造費、これが今回中身が変わるのではないかと思うんですけども、この内容について教えてください。

50ページ、障害福祉計画策定事業について、計画策定の目的意義、スケジュール、また障害者や家族の方々、その障害者の介護に当たられている方々など、職員の方々はどのようにその声を盛り込もうとしておられるのか教えていただきたいと思います。

それから、52ページ、地域生活支援事業について、これもほかの委員から質問がありました拠点づくりという部分があると思うんですけども、相談がたくさんになってくるとおっしゃっていましたが、現在の相談件数、それから日中支援は今やっているものを民間もやっているのではなくしていくとお伺いしたと思いますが、日中支援の件数、教えてください。

それから、60ページ、生活保護事業、ケースワーカーが何人いらっしゃる、それぞれ何名ぐらい担当を持っていられるのか、かなりの数になっていると思うんですけども、本来何件が望ましいのか、国が一応基準を示していると思いますので、合わせて教えてください。

62ページ、休日小児急病診療所運営事業、三島救命救急センターの移転の問題があります。

大阪地域医療の構想、大阪府がまとめていると思います。この地域医療構想では二次医療圏ということで、この三島が入っているんですけども、摂津市の場合、三島救命救急センターからかなり遠

いということもあって、豊能圏域のほうに行かれる場合も結構あると思うんですが、それぞれのベッド数の削減の話がこの地域医療構想の中で出ていると思います。現状をどのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

62ページの妊娠・出産包括支援事業、これもほかの委員がご質問されておられました。しっかりと対面によって母子手帳を交付することは早い段階、妊婦の段階からつながるということで大変いい中身と思っております。ただし、今まで市民サービスコーナーで母子手帳を受けてこられた方々が何割かいらっしゃると思うんですけれども、そういう方々にきちんと市役所まで取りにきていただいて、対面して受け取っていただけたら、もちろんこしたことはないんですけれども、本当にそれがしっかりとやられていけるのかということですね。やっぱり、なかなか母子手帳も取りに來れない、駆け込み出産というケースは、今でもあるかと思うんですけれども、そういうことについて、きちんと気を配っていただいて、対応を考えていっていただきたいと要望にしておきます。

それから、72ページ、環境センターのごみ処理施設維持管理事業です。

これもほかの委員からもお話が出ていました。茨木市の変更ということが、今浮上してきているという問題ですけれども、やはり環境の問題や市民の立場ということをよく考えていただいて、摂津市としてどうしていくのか、しっかりとしたポリシーを持った対応を望んでおります。

センターだけでなく、職員の方々も大変、民営化が進む中で過重な労働をされ

ているのではないかと思います。ここについて、今の職員体制ですね。民間委託は一定数でとまっておりますけれども、今後の見通し、この先まだ民間をさらに広げていくのかどうかについても、教えていただきたいと思います。

これは、民間化を広げる中というのは、環境センターだけではなくて、収集運搬も入りますので、両方で答えていただきたいと思います。

それから、78ページの労働相談事業についてです。今働き方改革などということが言われておりますけれども、やっぱりブラック企業の問題、過労死の問題、大変なことがたくさん起こっています。摂津市の中でもさまざまな相談があるのではないかと思います。相談件数であるとか、内容もできる範囲で教えていただきたいと思います。

78ページ、中小企業育成事業、中小企業振興条例、それからアクションプランについて検討をまたしていきたいというお話が代表質問のご答弁であったと思います。そのためには、やはり実態調査が必要だと思いますが、それについて、どうお考えかお聞かせください。

78ページ、企業立地等促進事業です。

全体の件数などは教えていただいたと思うんですけれども、大企業とそれ以外の中小企業とに分けて、件数、それから金額を教えていただきたいと思います。

80ページ、南千里丘分室管理事業です。

活用がどのようにされているのか、ふえたのか教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○上村高義委員長 答弁を求めます。

谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長　それでは、コミュニティプラザに関するご質問にお答えいたします。

コミュニティプラザのレストランの選定の経緯等についてですけれども、このコミュニティプラザにつきましては、現行業者に継続の意向がないことを確認し、去年の夏以降、13者に上るレストラン関係、それから給食委託業者、そういった業者からいろいろと意見をお伺いし、平成28年12月に第1回の募集を行いました。この第1回募集で、相手方の選定に至らなかったため、第2回の募集を実施したものでございます。

この第2回の募集については、1者応募がございましたが、委員からもお話がございましたように、一部要件を満たしておりませんでした。

内容としては、募集要項、申込者の条件の中で、保健所長からの行政処分を過去2年間受けたことがないことという項目を設けておりました。今回、応募いただいた業者は、平成28年12月に3日間の営業停止処分を受けておまして、この要件にひっかかってしまうという状況がございました。しかしながら、選定委員会でも、この件につきましては十分に議論して、今後コミュニティプラザのレストランをどうすべきかということを総合的に考えた上で、かつ、この業者から今回の営業停止処分を受けての今後の取り組みについて、任意で誓約書のご提出があったということもございまして、この業者の提案内容を審査した上、決定したものでございます。

それから、次に、コミュニティセンターの状況ということでございますけれ

ども、コミュニティセンターにつきましては、指定管理者摂津市施設管理公社に管理運営を主に担っていただき、それに市民活動支援課の嘱託員が各団体、これまでの公民館の取り組みを継承していくため配置させていただきました。登録クラブとのやりとり、これまで行ってきた講座、またこれを継承した内容の講座の実施をしていただいております。

なお、まだ集計中ではありますが、コミュニティセンターの利用状況といたしましては、12月が79件、それから、1月が150件、こういったご利用をいただいているところです。12月から1月に比べて利用件数がふえておりますので、今後も引き続き市民の皆様にご利用いただけるような取り組みをして、施設の活性化に努めていきたいと思っております。

以上です。

○上村高義委員長　川本課長。

○川本市民課長　それでは、市民課に係りますご質問にお答え申し上げます。

まず、住基事務事業の非常勤職員賃金でございますが、これにつきましては、市民サービスコーナーの廃止に伴いまして、激変緩和措置として4月から実施します「公共施設における証明書の取り次ぎサービス」に従事する非常勤職員の賃金でございます。

続きまして、コンビニ交付のスタートしてからの状況ということでございますが、コンビニ交付につきましては、昨年の2月から運用を開始しておりまして、現在1年が経過したところでございます。

利用件数につきましては、数か月間は月70件台から90件台を推移してお

りましたが、平成29年1月は140件、2月は147件と、平成29年からは3桁に乗っている状況でございます。

コンビニ交付の割合ということでございますけれども、前月の2月の状況でございますけれども、2月の証明書の取り扱いが本庁とサービスコーナー、コンビニ交付を合わせまして、7,352件の取り扱いがございました。そのうち、コンビニ交付が147件でございますので、全体の約2%となっております。

続きまして、個人番号カード交付事業、平成28年度と比べて減っているということでございますけれども、これにつきましては、西別館で開設しておりますマイナンバー特設窓口を3月末で閉鎖しますので、それに係る経費を減額したのと、大きいのは、マイナンバーカード交付事務の専門の嘱託員がこの3月で終わりますことから減額となったものでございます。

続きまして、マイナンバーカードの再交付ということでございます。件数につきましては、数字を今は持ち合わせてないんですけれども、感覚としては月2件程度という状況と思います。

それから最後、マイナンバーカードの今後の見通しというお話でございますけれども、直近でいいますと、摂津市内、平成29年1月の交付件数が383件、2月が437件ということでございますので、今後も400件前後で推移していくものとは考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、増永委員の文化スポーツ課に係ります質問にお答えいたします。

まず、予算概要の40ページ、体育施設維持管理事業の中で、旧味舌小学校跡地体育館建設基本設計委託料に係りますスケジュール等についてのお問いでございます。

旧味舌小学校跡地につきましては、体育施設を建設するということにつきましては、制限が一定かかる用途地域になっております。そのため、体育施設建設に向けては、用途地域における制限の緩和手法につきまして、大阪府に条件等の相談をし、課題の整理を行っているところでございます。

一定、こうした条件整備が進みまして、施設の機能及び規模について方向性が出た時点で、まずは議会にお示しをさせていただきまして、その後に地元への説明をさせていただきたいと考えております。その後、基本設計へと進んでまいりたいと考えております。

次に、総合体育館建設事業についてのお問いですが、総合体育館建設基本構想・基本計画審議会においての基本計画案の中で、建設予定地をスポーツ広場としております。このスポーツ広場につきましては、第二種住居地域に位置しております。体育施設の建設自体は問題がございませんが、観覧席を設けるということになると、これが体育施設ではなくて、劇場扱いとなるために、旧味舌小学校跡地の体育施設建設の場合と同様に、用途地域における制限の緩和手法について、大阪府に条件等の相談をさせていただいております。また、審議会から答申をいただく予定としておりますので、その内容の検討と合わせまして、今後課題の整理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 平成27年4月から実施しております生活困窮者自立支援事業の今年度の状況でございますが、自立相談支援事業で2月末時点となりますが、新規相談件数が158件、支援プラン作成件数が46件でございます。この中で就労支援の対象者数は26名で、就労につながった件数は19人でございます。

また、法令に基づく事業の利用件数で、住居確保給付金は9件、就労支援準備事業が3件、就労訓練事業が1件でございます。

相談の内容は昨年と同様で、経済的な困窮が最も多く、今年度につきましても、就労に関する相談がメインでございます。

具体的な例を少し挙げますと、収入が減少して、住宅ローンが払えなくなったとか、離職し、次の就職は決まったが、初回の給料までの生活が苦しいとか、非正規で雇用されており、病気のため収入が減って生活が苦しくなっているとか、離婚を考えているが、離婚後の生活に不安があるとか、年金暮らしで親と一緒に生活しているが、子どもが働かない、またはひきこもりで出てこないとか、あと病気を抱えてながら仕事を続けているが、将来に不安があるなどという内容になっております。

次に、生活困窮者自立支援事業の体制では、まず正職員の主任相談員としてケースワーカーの経験が長い副主査を1名、非常勤職員として就労支援員と相談支援員をそれぞれ1名ずつ配置し、また、今年度からは学習支援員を1名配置し

ております。

次に、生活保護のケースワーカーの状況でございますが、現状で正職員のケースワーカーが11名で、うち1名が病気休暇中でございます。内訳としましては、副主査が5名、主事が6名でございます。

なお、委員お問い合わせの社会福祉法に基づく1ケースワーカー当たりの持ち数は80件が基準となっております。現在、本市では1ケースワーカー当たり110件を超える状況でございます。

以上です。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 それでは、高齢介護課に係りますご質問について、お答えさせていただきます。

まず、シルバー人材センターの訪問型サービスAに関しての募集ということですが、特に特別な募集をさせていただいているというわけではなく、こういう事業を行うということで、募集させていただいておりまして、既に訪問型サービスAの体制として、管理者1名、責任者1名で支援を予定している方が今21名でございます。14名の方がヘルパー資格を既にお持ちでございますので、訪問型サービスAの研修を受けられる方というのは9名の予定になっております。

その研修の間、報酬があるのかというお問い合わせですが、ご本人の資格取得という考え方もございますので、その間に関しましては、報酬を払う予定はございません。ただ、今後ある程度お仕事をさせていただく中で、利用できるのではないのかと思っております。

介護報酬に関しまして、時間当たり1,500円を予定をしておるんですけれども、シルバー人材センターの事務的な

取り分があるのかということでございますが、今のところ300円程度を予定しておる状況でございます。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、48ページ、老人医療費助成にかかわりますご質問にご答弁させていただきます。

まず、老人医療費の内容につきましてのご質問でございます。

内容につきましては、65歳以上の健康保険の加入者で、一定の障害や難病を有する方等に対しまして、医療費の自己負担額の一部を助成するものとなっております。大阪府の制度として、2分の1の補助を受けて、市町村で実施をしているものでございます。

続いて、対象者でございますが、摂津市在住の65歳以上の方で、障害者医療助成対象となっている方、また、ひとり親家庭医療助成対象となっている方でございます。それと、特定疾患のうち、大阪府が定める66疾患に該当する方、感染症予防法に基づく結核にかかる医療を受けている方、精神通院医療を受けている方という条件となっており、対象人数が平成28年の直近のデータでは1,179人となっております。

以上でございます。

○上村高義委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 それでは、障害福祉課にかかわります4点のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、概要48ページ、障害者医療費助成事業の対象人数・内容に関してですけれども、対象者といたしましては、満64歳までの方で、身体障害者手帳1、2級所持者、療育手帳A所持者、療育手帳B1と身体障害者手帳を両方

所持されている方で、平成27年度では平均で569名の方が障害者医療費助成を受けておられます。

内容につきましては、窓口の自己負担額1医療機関当たり、入院、通院それぞれ1日につき、500円以内を月2日までが自己負担になり、複数の医療機関を受診した場合は、1か月の負担額は2,500円が自己負担となり、それ以外の部分について助成をしているものであります。

続きまして、概要50ページ、身体障害者日常生活支援事業のうち、重度身体障害者等住宅改造費用助成費の内容でありますけれども、障害福祉課にかかわります内容といたしましては、生活の利便の向上を図るため、住居の改造工事に要する費用を助成するものでありまして、住宅の玄関、浴室、廊下、階段等の改造工事に要する経費のうち、100万円を限度に助成をするものであります。

対象者は満64歳未満で、身体障害者手帳1、2級、または体幹・下肢機能障害で3級を所持している者及び療育手帳A所持者であります。

続きまして、同じく概要50ページ、障害福祉計画策定事業の目的意義、スケジュールでありますけれども、平成29年度は平成30年度から平成41年度の第4次摂津市障害者施策に関する長期行動計画並びに平成30年度から平成32年度の第5期摂津市障害福祉計画の策定年度であります。これら計画につきましては、国が定める法定計画でありまして、長期行動計画については、今後の本市における障害者施策の基本的な方向と行動目標を示した総合的な計画であります。

また、障害福祉計画は長期行動計画の実施計画といたしまして、本市の障害福祉サービス等の方向性を定める計画となっております。

スケジュールに関しましては、5月ごろにプロポーザル方式によりまして、委託事業者を選定した後、7月から8月ごろに障害者当事者に対するアンケート調査、8月ごろに団体ヒアリングを実施し、年明けごろに原案を作成する予定であります。またこの間、障害者施策推進協議会を年5回程度開催いたしまして、内容を審議していただくことを予定しております。

最後に、概要52ページの地域生活支援事業の相談件数等ですけれども、まず摂津市障害者総合相談支援センターでの相談件数につきましては、大体月130件程度となっております。

教育センターの1階で行っております日中一時支援事業につきましては、大体3、4名の方が利用されておまして、月15件程度の件数であります。

以上です。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、私から、予算概要の62ページ、大阪府地域医療構想について、現状の認識のご質問にお答えさせていただきます。

大阪府地域医療構想については、2025年に団塊の世代が75歳以上になるということで、医療需要の急増が見込まれるという点で、病床機能ごとのベッドの必要数を試算いたしまして、体制の整備を図るものになっております。

委員ご指摘のとおり、摂津市民は豊能圏域である吹田市等への通院や入院が多い傾向にありますけれども、基本的に

は、やはり三島圏域の中で会議等参画いたしまして、協議するということになっております。

この2025年の必要数に対しましては、ベッド数が不足するということが試算において明らかとなっておりますが、これについては、大阪府の三島圏域の保険医療協議会の中で、平成28年度から病床機能懇話会という会議も設けられまして、そちらで協議が進められていくことになると思います。

また、こういった病院のベッド数の不足に対しては、高齢者が増加するということですので、在宅療養の視点からも医療と介護の連携というあたりで充実をしていき検討を進めていく必要があると認識しております。

以上です。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木環境部参事 それでは、環境センターにかかわります2点のご質問にお答えします。

まず1点目、広域化の検討を含め、人員体制はどうかにつきまして、2点目、広域化による職員の委託につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、環境センターでは、ごみ焼却場の業務執行のため、18名の人員を配置しております。正職12名、再任用2名、非常勤2名、臨時職員2名という形で、プラントの運転、計量、事務の三つのセクションに配置し、安定処理に努めているところでございます。

次に、広域化による職員の委託等につきましては、本センターにおきましては、既に平成25年度に夜間の運転管理を民間に委託しております。今のところ順調にその事務ができておると認識して

おります。

こうしたことから、広域化の協議は今進めておりますが、今の現状で申し上げますと、現行体制で進めていきたいと考えております。

以上です。

○上村高義委員長 野村次長。

○野村環境部次長 それでは、環境業務課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

現状の職員体制と今後の委託の見込みという2点でございます。職員体制につきましては、現在のところ収集にかかる職員で、正職員が24名、再任用職員が4名、臨時職員が5名の計33名となっております。

そして、収集業務委託に関しましては、今年度、平成28年度に5年間の複数年契約をしているところでございます。この5年間につきましては、現状を継続ということで予定しております。

以上です。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上市民生活部参事 それでは、産業振興課にかかわりますご質問にご答弁させていただきます。

まず、労働相談事業でございますけれども、この相談事業につきましては、平成6年度から実施しておりまして、市内在住及び在勤の勤労者、パートタイマー及び事業主が良好な労使関係の確立と労務管理の改善及び労働福祉の増進を図るために指導助言を行っているものでございます。

相談件数、内容でございますけれども、平成27年度につきましては、17件の相談がございました。平成28年度につきましては、2月末時点で同じく17件

の相談がございます。

主な内容といたしましては、賃金未払い等、賃金関係、解雇、そして、労働災害や安全配慮に係るもの、そのほか、職場での嫌がらせといえますか、パワハラでありますとか、雇用保険関係に係る相談となっております。

続きまして、中小、小規模事業者の振興のための条例策定の件でございますけれども、現在のアクションプランにつきましては、平成26年度から5年計画ということで、平成30年度で一旦その期限が到来いたします。その後の産業振興施策の基礎となるものとして、いわゆる振興条例でありますとか、第2期のアクションプランでありますとか、そういったものの策定に向けて検討をしようと考えております。

策定に当たりましては、やはり現在の各事業所の実態把握や、また関係者の意見を聞くことも必要と考えますことから、今後策定に向けての検討の中で、いろいろと議論してまいりたいと考えております。

続きまして、企業立地等促進事業について、大企業また中小企業の件数でございますけれども、規模別で申し上げますと、平成28年度は25社が奨励金の対象事業者となっております。私どもが各種事業の対象としております中小企業基本法で位置づけられています中小企業が16社、16件に対しまして、2,427万円、その他大企業が9社24件、1億4,885万円、交付金額の割合でいいますと、中小企業は14%、大企業が86%でございました。

平成29年度の予定でございますけれども、平成29年度は27社を奨励の

対象として予定しております。そのうち中小企業が17社18件に対しまして、約2,528万円、その他大企業が10社26件、1億8,641万円、割合で言いますと、中小企業が11.9%、大企業が88.1%となります。

続きまして、南千里丘の産業支援ルームの使用状況でございますけれども、産業支援ルームにつきましては、平成26年11月から使用開始しております。使用状況につきましては、平成26年度から申し上げますと、平成26年度は年度途中からですが、23日、平成27年度につきましては、年間トータルで61日、平成28年度は今現在63日となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目質問させていただきます。

コミュニティプラザのレストランに関してです。大変努力をしていただいていると思うんですけども、それでは、摂津市から応募に対して行政処分を2年間受けていないということを項目をつけているにもかかわらず、それに反するところが、誓約書を書いたからといって、その事業をできるとしてしまうことが、果たして、市民に対して納得のいく内容なのかということについては、非常に疑問があります。ケータリングのようなことができるところ、そういうことが募集の中で一つの肝心な理由だというようなこともお聞きをしたんです。しかし、必ずしもレストランが入っていないのかということについては、いろいろご意見があると思います。ケータリングのできる業者でないといけな

いのかということについても、市民に聞けばいろいろあると思うんですけども、障害者の団体が応募してこられたということも聞きましたが、そういうケータリングサービスのようなことができない、飲み物とカレーライスぐらいの軽食になるということでお断りをしたという話も聞いているんですけども、本来何を大事にしないといけないのか、せっかくの障害者の団体の応募を断りながら、行政処分を受けたという応募の要綱に合致していないところには、基準を緩めて入れるということになると、これは後々禍根を残すのではないかと思います。要件を変えて、公平公正、安心安全ということを果たしてやっていけるのか、今後、摂津市はさまざまな募集をしていくわけですけども、そういうときに、要件にかなわなかったところが出てきた場合、例えば同じように行政処分かわる問題について緩めるのか、お問い合わせをしたいと思います。

それから、別府のコミュニティセンターについてです。

利用がふえているとお伺いいたしました。大変いいことだなと思います。この別府のコミュニティセンターにしましては、私ものぞきに行ったこともあるんですけども、子どもたちが本を読んだりするスペースもあって、自習室みたいな形でロビーを使ってはったりとか、地域の人が利用をいろいろ始めてはるんだなとは思ったんですけども、駐車場がありますよね。あそこの駐車場で子どもがボール遊びをやっているわけです。裏手にあったちびっこ広場をつぶしてしまって、大変景観のいい大きなならかな道をつけていただいたりとか、そ

れから高齢者の方のために健康増進用の遊具をつくってあるんですけど、子どもたちのちびっこ広場にあった遊具は撤去されて、子どもの遊び場にはなかなかない状況ですし、その場所でボール遊びはしいくいだろうなと思うんですね。駐車場でやっているんですけども、非常に危ないというか、そのときは車があんまりとまっておりませんでしたので、注意することはなかったんですけども、日常的にあそこで遊んでいるということは、ご近所からもどうなのか、ボールもころころと道路に何回も飛び出していましたし、子どもたちはそれを拾いに行っていましたし、せっかくつくってくださったコミュニティセンターなんですから、子どもたちの遊び場を確保してほしいという声は地域から要望も挙がっています。

また、大きな企画をしたりすると、あの駐車場では車があふれると思うんです。最初のオープニングセレモニーのときも車がとめ切れずに、横の空き地に車を入れてたと思うんです。そういうときの駐車場の対応もどうしようとされているのか、お聞きしたいと思うんですけども、よろしくお願いします。

それから、市民サービスコーナーを廃止して、住基事務事業として取り次ぎサービスの職員を雇われるということです。

これは、コンビニ交付が始まったからということなんですけれども、コンビニ交付は1年間たっても全体の2%の利用しかないということですよね。マイナンバーカードがないと、コンビニ交付ができないわけなんですけれども、マイナンバーカードの交付もまだ10.3%です。

今後の見通しをお聞きして少しずつ伸びているというお話ではあったんですけども、大きく伸びて、みんなが持つということにはなかなかならないからこそ、マイナンバーカードの特設窓口を終わらせたりとか、マイナンバーカード交付事務の専門の嘱託員も終了されると思うんです。終了されるのは私はよかったと思っているんですけども、マイナンバーカードの交付についてはあくまで任意ですから、市が何が何でも市民に持ってもらうということでやる必要は全くないわけですし、実際にそういうものを持てと言われても、高齢者とか、障害のある方とか、子どもとか、なかなか持つことが難しい方たちがたくさんいらっしゃると思います。そういうものは持たないんだという主義でやっておられる方もいてると思うんです。そこに対して、無理やりな誘導のように市民サービスコーナーを廃止するというのはおかしい話ではないかと思います。

マイナンバーカードによるコンビニ交付が実際に市民サービスコーナーが果たしてきた役割を担うということは難しい。だからこそ、取り次ぎサービスをやるということをやられたとは思いますが、この取り次ぎサービスに対しても、非常に不便だということが今から予想されるわけですね。開設時間も少ない、土曜日開いていたのもなくなる、一回申請に行って、オンラインでやれていたものが、そのときは申請だけで、また次もう一回、日にちをあけて取りに行かなあかん。しかも、最大で中5日でしたっけ、中4日でしたっけね、時間がかかる。申請からもらうまで、一番長いときは全部合わせると6日になるわけで

すよね。そんなにかかるのかということがあるわけです。コンビニ交付は少ない割には、手数料が1件123円で68万9,000円という予算の割にはシステム保守の委託料や運営負担金、これは固定経費ですよね。固定経費で両方で581万3,000円の予算が組まれています。わずかしかなないコンビニ交付のために、この固定経費がずっとかかっているわけです。こういう問題について、やはり国の大きな方向性という圧力があるかと思うんですけれども、やはり市民のために一番何を大事にしていかなあかんのか、どこに税金を使わなあかんのかということをしっかし見据えていただきたいと思うんです。コンビニ交付事業に関しては、今後も恐らくそんなにたくさん伸びることはないと思われますので、取り次ぎサービスではなく、市民サービスコーナーをしっかし継続していただきたいと、日本共産党は考えております。

取り次ぎサービスに関しては、3人の方々を公民館の部分にだけ新しく配置すると伺っております。別府のコミュニティセンター、ここには公民館と同じ役割を果たすということで、職員を配置していただいているんですけれども、その職員は水曜日を除いたら1人体制なんです。ところが、この1人の人に公民館のことの役割も果たしてもらい取り次ぎサービスもやってもらう、こんな2つのことを一人でできるんですか。実際に始まったらどうなるのかというのがすごく不安なんですけれども、そういうことでも非常に不十分だと思いますし、取り次ぎサービスではなく、市民サービスコーナー継続を求めて要望とし

ておきます。

それから、文化スポーツ課で、旧味舌小学校跡地体育館建設基本設計委託料について、お話をいただきました。体育館としてここに建てるということは、そのままではなかなか難しい。いろいろと大阪府とも協議をしておられるということです。しかし、一番肝心なのは、住民の方が納得をされるということだと思うんです。そこに体育館の施設を建ててもいいということで、地域との合意が得られることが、大阪府が建ててもいいと認める上での大前提になると思うんです。地域から反対の声が上るようでは、これは前に進まない話ではないかと思うんです。そういう点で、今、大阪府とだけ協議をされているという感じでお聞きをしました。それが終わってから議会へ、その後に地元へということですが、まずはやはり地元としっかし協議を進める。これが第一なんではないでしょうか。そうでないと、大阪府と話をして議会と話をしてと言っている間に反対が起きたら大変なことになります。ぜひ地域の声、まずはしっかしと聞いていただくということをしていただきたいと思うんですが、今何かされているのか、お尋ねをいたします。

総合体育館も同じです。観覧席があると集客施設となるというのは、審議会を傍聴させていただいた中で、それがイコールなのかなというのは、私もちょっと疑問でした。障害者団体の方が、その観覧席がないと付添人がいられないんだという話もされていたので、実態もあると思うんです。これもやっぱり地域の皆さんとか、実際に使われる方ももちろんですけれども、そこに体育館がくるとい

うことについて、地域の皆さんがどんなふうにお考えなのか、新たに体育館が来たら使いたいという思いを持っておられる方だってあるかもしれないと思うんです。日常の市民の生活の中で、スポーツに親しむ場がふえるということは非常に大切なことだと思います。大きな体育大会とか、そういうことだけではなくて、そういう地域の皆さんのための体育施設にしていきたいなと思っております。防災の観点ということもありますけれども、ぜひ地域の声を聞いていただきますように、これは要望としておきます。

生活困窮者自立支援事業、大変解決のしない相談がいろいろとやってくるんだと思います。私も相談に行かせていただいたんですけれども、なかなか前にやっぱり進まなくて、相談者の方がちょっと相談に行くことをちゅうちょされて、今立ち消えになっている状況の部分もあります。やはり内面的には相談を求めているということがあるので、また引き続き状況を把握しながら、また何かあったときはよろしくと担当の方にもお伝えしたんですけれども、やはり親身になって相談いただける、そういう相談窓口であってほしいと思います。そのためには、今、職員正職員がお一人で、あとは非常勤職員とお聞きをしましたけれども、やはり体制をしっかりと、人数もふやしていただく、それから職員はきちっと正規雇用として雇っていただくということが必要なのではないかと。やはり福祉の現場にしっかりとした正職員がついていただくということは、市民の安心にもつながりますし、そこに新しい人材を確保することが、摂津市に住んでいただ

けるかどうかはわかりませんが、やはりもし摂津市に住んでいただけたら、それはしっかりと税金払ってくださる方にもなるわけで、そこで生活して子どもたちを子育てしてということになれば、本当に摂津市の繁栄にもつながると思いますので、やはり今、安倍首相は非正規という言葉はなくすということも言うてはりますけれども、正規を非正規に引き下げるのではなくて、やはり非正規の方々にちゃんとした正規の職員との待遇を、まず自治体みずからが開くということが経済の好循環にもつながるのではないかと思います。

ちょっと話をケースワーカーのほうに先にいかせてもらいますけれども、生活保護のケースワーカーの問題もそうです。非常に頑張っていると思っています。親身になって相談に乗っていただいているケースワーカーは、11名で1名病欠とおっしゃいましたかね、どんな病気なのか、すごく気になるし、心配になるところなんですけれども、本来80件と言われているところを110件超えるというのは、本当にこれはハードという言葉だけでは収まらないような内容だと思いますし、1件1件の対応が、やはり人間ですから、一生懸命やろうと思っても、数がそれだけになると本当に追いつかない。過労死に至るようないろんな職場がありますけれども、摂津市の中でそんなにハードな仕事というのは本当に緩和しなければならないんじゃないかと思います。今ギャンブル依存症であるとか、アルコール依存症であるとか、いろんなことが言われています。生活保護バッシングの中で、お金をもらってパチンコに行っていると

か、お酒ばかり飲んでいるとか、そういうこともよく言われますけれども、一つには、もらっている生活費の中で、食べ物を削ってされているわけです。やっぱり非常に不健康な状態になっていくわけですし、病気なんですから、ケースワーカーがそこに寄り添って、どう社会的に自立を果たしていけるかというところでは努力をしていただかないといけないという課題になると思うんですが、ただ、これだけの件数の中で、そういう1件1件にきちんとした対応を求められても本当に厳しくなっていくだろうなと。やっぱり、どの人も健やかな人生を送ってもらうためにケースワーカーに寄り添っていただくためには、ケースワーカーをしっかりふやしていただく。摂津市はこのケースワーカーを正職員の方で行っていただいているんですよね。これはすごい大切なことで、本当にありがたいことだと思っております。よくほかの自治体なんかのことを聞きますと、非正規の職員で、その方の収入は生活保護基準以下だということもお聞きをします。そうしたら何ぼ寄り添おうと思っても、なかなかそうはならないと思いますので、引き続き正職員で頑張っていただきたいのと同時に、やはり人員を厚くしていただきたいと切に思います。ごみの行政の部分もそうですが、今この体制でいけるということですが、どんどんと正職員が高齢になっていけば定年を迎えます。それを全部再任用とかでやりくりしていいのかという問題も出てきます。民間委託は5年間は広げないということですが、5年後はどうなるかということについて、まだ見通しが立ってないと思います。嶋野委員が

代表質問で第5次行政改革実施計画の問題について言われておりましたが、このまま不補充の体制を続けていいのかと。一体どこまでが第5次行政改革実施計画なのかということについて嶋野委員がおっしゃったその言葉を、私も本当にそうだと思っております。福祉の現場、環境の現場、ほかにもさまざまな現場で、やはり職員の皆さんをしっかり雇用していただいて、市民に対して行き届いたサービス充実をしていただきたいと思っておりますので、これは要望と変えさせていただきます。

シルバー人材センターです。ヘルパー資格を14名の方が既に持っておられるということです。介護事業所でヘルパーとして働かれている方は単価が2,800円ぐらいでしょうかね、この1,500円ということはないと思うんですね。ヘルパー資格を持っておられる方も同じ金額で1,500円程度でいかれるんですか。シルバー人材センターに300円の取り分があるとしたら、1時間1,200円ですよね。それでやれるのかということについてちょっと疑問がありますので、教えてください。

私の知ってるヘルパーとかケアマネジャーは、しょっちゅう携帯電話が鳴ってるんです。ご家族の方からとか、ご本人からとか、相談があったり苦情があったり、いろいろなことがあります。やっぱり、シルバー人材センターが、介護事業所のかわりとなるわけですが、そういうことを受ける体制をとられるのでしょうか、どうなのでしょう。その問題を教えてください。

それから、老人医療費助成事業と障害者医療費助成事業です。大阪府が、これ

から医療費の窓口負担について改悪をしようとしております。子どもの医療費だとかひとり親の医療費のことについてもやろうとしてたんですが、それはとりあえず先送りとなったようです。この障害者医療費と老人医療費について計画をしています内容について教えてください。それと、摂津市はそれによりどんな影響を受けるのかということについても教えていただきたいと思います。

それから、障害福祉課の住宅改造費用助成費の件はお聞きしましたが、これは高齢者の住宅改造と一緒にっていくものではないのでしょうか、教えてください。

それから、障害福祉計画策定事業です。介護保険もかがやきプランの第7期分をつくらないといけないときになってきていると思うんですけれども、今国では、障害者の部分と介護の部分をついにしていこうという計画があると思うんですけれども、摂津市としてこのかがやきプランと障害福祉の計画の策定の関係を教えてください。

地域生活支援事業です。これからどんどん相談件数もふえていくだろうし、いろいろな支援をしていかないといけないので拠点をつくるということだと思います。日中一時支援事業の件は、3、4名の利用で月15件程度。今利用されている方がきちんと行くところがあるのかどうかということと、そして、その拠点サービスの場所については学園町にある商工会が持ってるビルを使うと聞いております。宥和会は家賃を払われるということで、商工会と宥和会がそういう計画をされるというのは、それは別に何も異議を唱えるものではないんで

すけれども、市としても商工会に家賃を払うことになるのでしょうか、教えてください。

三島救命救急センターに関連しての問題です。大阪府の地域医療構想、今おっしゃられたようにベッド数の削減だとかいろいろなことが言われています。ちょっと私も数字を出してみてもびっくりしたんですけれども、高度急性期、急性期の病床数が必要であると言われてる2025年の数と、申告が上がってない部分もかなりたくさんあるということなんですけど、今現在、上がってきてる数字と比べてみますと、三島医療圏で高度急性期が今ですら1床多いということなんです。2025年に大阪は75歳以上の人口が70万人増加すると言われております。増加率が81.3%と、全国平均の53.5%と極めて高いと大阪府は言っておきながら、今あるベッドよりも高度急性期は三島医療圏で1床減らせ、豊能医療圏では1,436床が必要数で、1,772床が今あるベッド数なんですね。336床も減らせと言っているんです。急性期の場合も、三島医療圏は2,961床が必要数ですが、現在あるのが3,193床で232床もこれは減らせと言っているんですね。豊能医療圏は4,044床が必要床で4,067床が今ある数です。これも23床多過ぎるということで、減らせと言っているんです。ちょっととんでもない話だなと私は思っているんです。高齢者がふえると言いながら、今あるベッドをさらに削減せよと言っている。これは本当に問題がある話で、ぜひこの問題について三島の会議に行ってももちろんですけど、豊能医療圏も摂津市の市民は利用される

わけですから、このベッド数削減はどうなんだと声を上げていただきたいと思います。それと豊能医療圏なんですけど、国立循環器病研究センターも今現在の分で回答をされてまして、612床が高度急性期になるんです。豊能医療圏の高度急性期は今1,772床あるんですが、このうちの612床が国立循環器病研究センターのベッドであるということになります。国立循環器病研究センターは、やはり非常に高度な医療をすることで全国からその治療を受けにこられる方がいる。これからはインターナショナルで海外からも治療を求めてやって来られる方がある。だから宿泊施設もつくり、高度急性期が終わった後には吹田市民病院もすぐ横に持ってくるんです。その中でその後も引き受けるということになると思うんですが、こんなにたくさんの病床数があっても、それが地域のベッド数として全部使えないのではないかということが考えられるわけです。ところが、地域医療として、この特区になる国立循環器病研究センターのベッド数まで組み込まれて豊能医療圏にはこれだとくくられて、残りの病院のベッド数が減らされるとなると、地域の住民の方々が病気になってもなかなかベッドがあいてないという状態に陥るのではないかと思います。この辺に関してどうお考えかお聞かせください。

労働相談についてお伺いしました。件数としては少ないのかなと思います。中身は本当に大変な問題がきっとあるんだろうなと思うんですけれども、やっぱり摂津市が労働相談をやってるんだよということに関してしっかりアピールをしていただきたいと思います。やは

り、ブラック企業をなくすということと言えば、そういうことがいけないんだというアピール、労働相談をやっているということはそういうことにもつながると思いますし、実際に労働相談に来ていただきやすくもなると思います。ブラックバイトという言葉があるんですね。高校生がアルバイトをして、テレビでも報道されましたけれども、熱が出て休みたいたって、かわりの人を自分で探せとか、出てこられへんのなら罰金だとかいうことがやられたというので、親御さんがそこへ連絡すると、働くとはそういうことですよって言われたということがテレビで報道されておりました。やはり、子どもたちに対して、中学生、高校生、若者に対して働き方とはこういうもので、こういうことは許されないことなんだということをやはり知らせていく活動というのが大事だと思いますし、そういう意味で企業への啓発という部分も必要だと思いますので、ちょっとお考えをお聞かせください。

実態調査に関して前向きにご検討いただけていると思っております。今本当に苦しんでいる中小企業、零細企業を支えてこそ、摂津市が産業都市と胸を張れると思いますので、ぜひ声をしっかりと拾い上げて、摂津市の中にはさまざまな企業、自営業者の方がいらっしゃいますので、商工会だけではなく、たくさん声を聞いてつくっていただきたいと思います。要望としておきます。

企業立地等促進事業です。大企業が86.0%、88.1%の見込みということでお伺いしました。金額も非常に大きくなってきています。2億円を超えてまだまだふえるという感じがいたします

が、市の予算が大企業にほぼいつているということは、それで市民の納得が得られるのかと非常に懸念をします。他市と比べて面積要件とかも低くして、中小企業にも使いやすい立地促進制度だということで最初はスタートしたと思うんですね。しかし、今、中小企業はなかなかしんどくて、設備投資ができるところがないというのが実態だと思うんですよ。ですから、ほかの委員からは、もっとよりよい制度にして誘致をというようなこともありましたけれども、それよりもしっかりと中小企業に対して手厚い政策をしていただくことが必要なのではないかと思います。それと、もう一つは、大企業にこれだけ立地促進事業を使っていると思いますが、ここでどれだけの雇用が、特に正規雇用がふえているのか、摂津市民を使っているのか、下請もどれだけ摂津市の中小零細業者を使っているのか。これを進めてこそ、大企業が来ているけど、それを引っ張ってきたのはこういう効果があるからなんだよと市民に説明できると思うんですね。ぜひ、そこについて調査をしっかりとさせていただきたいと思うのですが、これについてお答えください。

南千里丘の分室です。やはり、利用件数が少ないという気がします。何回も言いますが、あそこに摂津市の産業振興課の分室があるということすら外を通っているとわからないんです。きちんと看板もかけていただいて、みんなが利用できる、また市民にとって利用できる、そういうスペースにさせていただきたいし、そこからいろいろなものを発信していただきたいと思います。

2回目は以上です。

○上村高義委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、増永委員の2回目の文化スポーツ課に係るお問い合わせにお答えいたします。

旧味舌小学校跡地の体育施設につきまして、今地元に対して何をしているかということのお問い合わせでございました。そのことにつきましては、平成28年度に入りまして、旧味舌小学校跡地に係る土地利用計画全体の方針変更がございました。それを議会へご説明しました後、地区連合自治会へ経緯の説明を行っております。その際にご意見をお伺いしております。また、12月にも旧味舌小学校の校舎解体設計等の予算を第3回定例会で議会の承認を受けた後に経緯の説明を行っております。地元の方のご賛同につきましては、体育施設を建設することにつきましては必要なことでありますので、ご説明を丁寧に行ってまいりたいと考えておりますが、制限がかかる用途地域ということですので市民に十分なお説明をさせていただくために、先に市で大阪府に相談をして、しっかりと条件整理をしながらできるだけ市民に喜んで使っていただける施設の建設実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長 それでは、レストランの選定についてのご質問にお答えいたします。

今回レストランを募集いたしまして、業者を決定させていただきましたけれども、まず委員からはレストランでないといけないのか、コミュニティプラザに

とってどういう施設がいいのか、本来何を大事にしなければいけないのかとお言葉もいただきました。我々といたしましても、この選定の経過の中でレストランにすべきなのか、ほかに使い方がないのか、そういった意見も確かにございました。しかし、我々といたしましても、このコミュニティプラザ設置の目的が、当然、行政財産ですので、コミュニティプラザにつきましては市民の交流と多様な活動の場を提供し、活力ある地域社会の形成に寄与する、この目的を達成するために今回行政財産の一部を活用して、こういった使い方をしてもらうのが一番いいのかと、その点を一番重視していろいろと議論を重ね、やはりレストランをご利用いただくに当たって、利用後にお食事をしたりコーヒーを飲んだり、それからコミュニティプラザ3階のコンベンションホールを利用して皆様に懇親を深めていただくという使い方をしていただくのが最も適切ではないのかということで飲食業、一定の飲食を提供していただける業者を募集するということにさせていただきました。また、こちらが設定した要件を一部欠いてる業者を選定することについては公平公正の点からどうなのかというご質問もございましたけれども、今回の行政財産の使用許可の相手方を募集するに当たっては、契約事務でありましたら地方自治法等で厳格な運用というのが定められておりますけれども、今回の公募に当たってはそういった法令等の厳格な定めというのはないので一定、市に裁量権が与えられているのではないかと考えておきまして、その要件についても我々が求める使用をしてもらえる方に入っ

ていただくために設定をしてることを考えております。一部要件を欠いてる業者を選定することについては、裁量権の逸脱にならないように公平公正な運用をしていく中で、2回の募集を行い、そういった保健所の処分を受けているけれどもぜひともやっていきたいという業者が今回の業者1社だけでした。そういった面で2回の募集を経て、なおかつ行政処分を受けたことに対する取り組みを万全にさせていただくという条件で提案内容の審査を行い、この業者の企画提案内容を採択して、今回の業者に決めさせていただいたということです。今後は要件を緩めるのかというお声もございましたけれども、まずこのルールを決めること、これについてはやはり委員もおっしゃっていただきましたが、本来何を大事にしなければいけないのかというところになってこようかと思います。今回この行政処分以外にも税金を滞納していないこととか、あと暴力団関係者じゃないことという要件等もございましたけれども、やはりこれらについては事業者としての資質を問うもの、それともう一つは、安定的・継続的な運営をしていただける業者なのかどうかというこの2点になってくるのかと考えております。まず、納税関係でいいますと、やはり業者としては国民の義務である納税、これをきちんとしていただけること。これについては、市の施設の中でやっていただく上では欠くことのできない要件であると思っておりますので、これについてはどのような業者であろうと外すことのできない要件であると考えております。

あと、後者の継続的・安定的な運営を

していただけるかどうか。これについては、コミュニティプラザのレストランを運営していただくに当たって、何かあって長期にレストランを閉鎖するということがございますと利用者の方にも影響がございますので、そういったことがないよう一定の担保をするために設定している要件であると考えております。保健所の処分を2年間受けていないことによって衛生管理上の運営がきちんとできる業者であるという担保をするために今回はこの項目を設定しておりましたが、今回は残念ながら行政処分を受けましたけれども今後の取り組みをきちんとしていただけるといった誓約書も出していただいたということで、その点については一定の担保ができると判断をした上で審査を行った状況でございます。だから、今後そういったことがあった場合については、当然抵触する項目が何であるのかどうかとか個々の状況によって条件が変わってくると思いますので、それぞれの状況に応じて判断すべきものかなと考えております。

それから、コミュニティセンターの子どもの遊び場ですけれども、ワークショップのころから、ボール遊びをしたいというご意見とボール遊びはさせないでほしいというご意見と双方ございまして、我々としてもかなり悩ましい問題でございました。以前あの広場については、ちびっこ広場として自治会の方に管理を委託していた経緯がございましたけれども、そういったちびっこ広場、それから公園については現在ボール遊びは禁止になっておりますので、そういったところは歩調を合わせていきたいと考えております。また、駐車場です

もボール遊びをして危険であるという状況があることご指摘いただいておりますけれども、駐車場も防犯カメラ等がございまして、職員がなるべく安全に留意していきたいと考えております。

それから、駐車場の件ですけれども、工事に入る前の段階でいろいろと内部で議論して今の駐車台数になったところですよ。臨時的なイベント等でどうしてもご利用が多くなることについては十分認識しておりますが、臨時的なイベントにあわせて駐車場を整備するということは、難しいのかなと思います。通常のご利用の中で十分に対応できる駐車台数を確保した上で、どうしてもイベント等で駐車場がたくさん要ることになった場合は、周辺には味生体育館等ほかの市の公共施設もございまして、周辺の施設等を有効活用させていただきながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 それでは、増永委員の2回目のご質問に関してお答えさせていただきます。

高齢介護課に関しましては2点ございます。まずシルバー人材センターで訪問型サービスAを利用するに当たって、ヘルパー資格をお持ちの方と今の実際ヘルパーの事業所との状況の機能の違いに関してどのように考えているのかということなんですけれども、実際にヘルパーの事業所は定年がございまして、70歳で定年ということで、先日もシルバー人材センターが訪問型サービスAをするということで、今まで事業所でお仕事をされていたんですけども定年に

なってしまったのでということで申し込んでいただくという方もございまして、高齢者の就労の場という視点を重視してさせていただけるのではないかとことです。サービスの中身に関してはこちらかといえば家事ですね、訪問型サービスAですので絞っておりますし、持っている資格を高齢者になっても生かせる場を提供していくということで、地域包括ケアシステムの高齢者を高齢者が支える一つの形ではないかと思っております。相談や苦情があったときに対応できるのかということなんですけど、管理者や責任者も仕組みとしてつくっておりますので、対応していただく予定をしております。

2点目の高齢者の住宅改造に関しまして、今後障害福祉と一緒にしていくのではないかとことなんですけれども、高齢者の住宅改造制度は、基準としては要支援以上の方ということでございますので、対象としては、平成28年3月末時点ですけど、3,470名の方がおられるんですが、実際、住宅改造は平成28年度の状況で対象として3名の方にご利用していただきました。金額的には、その3名の方を合わせまして88万7,000円ということで、平成27年度は2名の方で87万円という状況でございます。実際には、住宅改修制度が多く、手すりとか段差解消のために利用するという方が多くございまして、介護保険で同じように要支援以上の中でサービスを利用でき、上限20万円までで1割負担なり2割負担という制度なんですけど、その件数が平成27年度でしたら287件、平成26年度でしたら312件ということで、今年度も大

体300件前後になるのではないかとということで、介護保険の住宅改修で多くの方が実際に賄っているのではないかとと思っております。それで、今後住宅改造制度、高齢者の部分は上限が今60万円が最大の上限ということでございますが、先ほどご説明の障害福祉は、上限が100万円ということで基準が上がっていくということと、障害福祉の制度で身体障害の方の1・2級及び3級の肢体不自由の方等が主な基準ですけれども、その方々の65歳以上の対象の方というのは大体70%弱ぐらいの方が多分手帳をお持ちではなかったのかなと思いますので、今後統合することでより住宅改造を使う場合に多くの金額等が対象になってくるかと思えます。今後高齢者の方に実際ケアマネジャー等が勧めると思いますので、その方々に新たな制度に変わって促しということで手帳等の所持が必要であるとしつかりと伝えていくことで、新たなサービスの構築がスムーズにできるのではないかと考えております。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、老人医療費と障害者医療助成の大阪府の見直しの内容と影響についてご説明させていただきます。

まず、大阪府の今の見直しの内容という部分でございます。福祉医療制度におきましては、制度の維持と存続させるために大阪府で検討し、今現在は府議会で再構築に向けた議論がされているところでございます。内容でございますが、老人医療と障害者医療を統合し、年齢に関係なく重度障害者医療とするものでございます。これによりまして、現在対

象外となっております精神障害者や65歳未満の難病患者の方も対象とするほか、訪問看護についても供給元による助成の差を解消し拡充という部分が一つ出てまいります。一方で、影響の部分でございますが、重度でない結核患者、難病患者、精神通院の受給者は助成の対象から外れるということになってまいります。また、自己負担につきましては、一医療機関1回当たり500円という部分は維持されますが、院外調剤の自己負担の導入や、月額上限額の上限が現在2,500円となっているものが3,000円に変更という予定をしていると聞いております。

以上でございます。

○上村高義委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 それでは、私から2点につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、計画の策定に当たりまして、国が障害と介護を一つにしていこうとしています。計画策定に当たっての関係性はというお問い合わせですが、平成29年度は高齢介護課では第7期高齢者ががやきプラン、障害福祉課では障害福祉計画並びに障害者施策に関する長期行動計画の策定年度ではありますけれども、障害と介護の連携に関する方向性については、国からまだ具体的な通知等が来ていない状況になっております。そのようなことから、現時点ではそれぞれに関しての計画の策定と考えております。計画につきましては3年ごとに見直しを行っておりますので、国の今後の動向も注視しながら、今後の見直しの段階での検討と考えております。

それから、地域生活支援拠点に関する

ご質問です。まず、日中一時支援を廃止することによって、今の対象者の行くところがあるのかどうかというお問い合わせですが、まず日中一時支援事業所として現在登録事業所が12か所ございます。そのうち摂津市内には教育センターの1階以外に4か所ございます。それから、放課後等デイサービスが、摂津市内に11か所ございます。このように実施か所が以前に比べるとかなり多くなってきているということと、利用されている方は、お一人の方が複数の事業所で日中一時支援を受けている方も多数いらっしゃると思います。そのようなことからほかの事業所での対応が可能と考えております。

それから、旧商工会館移転後の家賃を市として払うことになるのかどうかというお問い合わせですが、家賃につきましては摂津宥和会の収益事業に関する部分に関しましては、摂津宥和会が商工会に支払ってまいります。家賃の金額につきましては、今後摂津宥和会と商工会で協議されていくものと考えております。そのほかの部分で、現在教育センター1階にあります障害者団体用会議室、障害者団体用倉庫、障害者の店「陽だまり」、この部分も旧商工会館への移転を考えております。この部分につきましては公共が担う部分でありまして、摂津市が借り受ける部分でありますけれども、移転後の改修に係る設計などは、議会の承認を得てから行うものと考えておりますので、まだその段階には至っておりません。そのことから広さが確定していませんので、この部分に関する賃料に関しましては、広さが確定した後に協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○上村高義委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 大阪府地域医療構想に係るご質問につきましては地域医療構想懇話会の委員になっております私からお答えをさせていただきます。

まず、大阪府地域医療構想でございますが、平成28年3月に大阪府が策定をいたしております。地域医療構想と申しますのは、平成37年いわゆる2025年に団塊の世代の方が全て75歳になるということで、高齢化の一層の進展によって医療・介護を含めた社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化していく中で、平成26年、通常国会において医療介護総合確保推進法により医療法が改正されまして、その中で都道府県に現行の保健医療計画の一部として地域医療構想の策定が義務づけられたというものでございます。先ほど具体の数字を増永委員がおっしゃいましたけれども、これは制度をご存じない方もいらっしゃると思いますので少し説明をさせていただきます。必要病床数と病床機能報告というものがございます。病床機能報告と申しますのは、医療法に基づきまして平成26年から毎年医療機関が病棟単位で高度急性期、急性期、回復期、療養期の4つの医療機能の中から1つずつ該当するものを選んで都道府県に報告をするというものでございます。必要病床数は大阪府が推計をしているものでございます。この比較を先ほどしていただいたんですが、大阪府下全体の比較を申しますと、平成37年、要するに2025年に必要な病床数が推定されております。高度急性期は1万1,789床、平成26年の7月に病床機能報告が

されておりますが、その報告数でいきますと1万1,587床、差し引き202床が不足するということになっております。急性期につきましては、3万5,047床の必要病床数に対しまして病床機能報告では4万3,635床、8,588床が余ってくる、過剰だという計算になってございます。それから、回復期につきましては、3万1,364床の必要病床数に対しまして7,262床しか病床報告がございません。つまり、2万4,102床が足りないという状況です。あと、慢性期が2万3,274床の必要病床数に対しまして報告数が2万2,987床で、287床足りない。合計いたしますと、全部で必要病床数10万1,474床に対しまして報告数が8万5,471床、差し引きいたしますと1万6,003床が2025年には足りないという計算になっております。ただし、この中で約6,000床が未報告になっておりますので、この分を差し引きいたしましたとしても、全体で1万床ほどが不足するという状況でございます。

先ほど2点ほどご指摘があったと思うんですが、まず1点目の国立循環器病研究センターの話ですけれども、これは高度急性期という特異な分野でございますので、二次医療圏ごとと比較することになりますとおかしい話でございます。これについては全医療圏で医療需要は考慮をするということを大阪府は申しておりますので、ここのところにつきましては、それによって何か危惧されることはないのかなとは思っております。次に現状では、回復期の病床数が大きく不足して、急性期の病床数が余るという状況でございます。今後、大阪

府としては不足する回復期の充実が必要ということで、ただ府内では約9割の病院が民間病院でございますので、なかなかその辺の調整を図るのが難しく、今後あるべき医療体制を提供するためには病床機能の分化、連携の促進、具体的には不足する病床機能への対応で急性期から回復機能への転換を図っていただく、あるいは在宅医療の充実などを通して、そういった機能の変更をお願いしていくと聞いております。

以上でございます。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上市民生活部参事 それでは、産業振興課に係りますご質問にお答えをさせていただきます。

まず、労働相談といえますか、ブラック企業、ブラックバイトに関しましては社会問題化しておりますが、そういった問題につきましても労働相談等にお越しいただければきちんとご指導といえますか、解決に向けた支援をしていきたいと思っております。また、労働相談事業とは別に、三島地域労働関連施策推進事業というのをやっておりまして、こちらは三島の4市1町で共同で行っている事業でございます。こちら労働に関する問題等を取り上げ、各市が持ち回りで年1回、計5回ですけれども、セミナー等を行っております。その中で今年度ですけれども、「ブラック企業をきちんと見抜いて賢く就活する講座」でありますとか、「ブラック企業の不都合な真実」でありますとか、そういったこともテーマに取り上げて広く聞いていただこうとしております。あと、ブラックバイトということで産業振興課としましては学生に対して、そのようなセミナーなど

は今のところ設けてはおりません。今後、就職セミナーとかもございますので、その中でこういった問題を考えるようなコーナーなどもできればなとは思っております。これも今後検討していきたいと思っております。

続きまして、企業立地等促進事業の件でございますけれども、大企業と中小企業とでかなり大きな開きがあるということでございますけれども、大企業につきましてはやはり大規模な増改築でありますとか、設備投資等になりますので、金額的にはやはり大きな開きが出てくるのかなと思われまゝ。ただ、件数でいいますと、先ほども申し上げましたけれども、奨励事業としての対象件数としましては、大企業が10社、中小企業が17社ということで、割合で言いましたら大が37%、中小が63%ということで、会社としてはある一定中小の方にも制度をご利用いただいていると思っております。また、面積要件を緩和するなど、より利用しやすいように変更しておりますので、今後も中小企業にもこの制度を活用いただきたいと思っております。

あと、大企業の雇用とかはどうなっているのかということでございますけれども、今年度、平成28年度に奨励対象となりました企業26社に対しましてアンケートを実施しております。その結果ですが、就労につきましては過去5年間においては市内事業所で雇用した人数について、回答事業所が26社のうち25社だったんですけれども、回答事業所トータルで新規雇用が883人、うち83人が摂津市民であり、一定、地域住民の雇用にもつながっていると考えております。ただ、市内企業との連携、技

術連携なりそういったものに対してはお聞きしておりませんので、この分については今後また連携の促進、マッチングということにおきまして取り組んでいきたいと思っております。続きまして、産業支援ルームにつきましては引き続き活用に向けて検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは3問目、質問させていただきます。

コミュニティプラザのレストランです。何を大切にするのかということで、市民の交流とか活動に寄与するということがレストランが適当だというお話だったと思うんですけれども、レストランがあってもいいですけれども、レストランでなければならないのかということにはちょっと疑問があるところです。要件について契約事務ではないからとおっしゃられておりました。しかし、やはりあそこは市のコミュニティプラザですから、市民からすれば市がやってるレストランだと、市が責任を持つところだと思われてると思うんですよ。契約が云々かんぬんということだけでは、市民は納得できないのではないかなと。納税などは外せない要件とおっしゃいましたけれども、やはり保健所の処分があったということは、レストランとしてはかなりな中身だと私は思うんです。それから、これからその要件にかなわない場合があっても、何が大事かを考えていきたいというお話だったと思うんですけど、それは要件にかなわなくても認めるということをおっしゃったようなもので、これはちょっと市全体としてどうなの

かなと思います。この件に関しては、契約という形ではないとおっしゃってましたけど、私はこういう契約の仕方、こういう選定の仕方というのは違うのではないかと反対をしておきます。

それから、別府のコミュニティセンターです。ちびっこ広場などでボール遊びをするのが危ないということに関しては、もちろんそういうことがあると思います。だからこ子どもたちが伸び伸びとボール遊びができる場所をというお声が多かったんだと思うんです。そういうちゃんとしたボール遊びをできるスペースということで、山田川公園のところなんかは開放ということも市は考えておられるわけですから、せっかく横に防災空地として残していただいたスペースがあるので、ぜひ民生の担当ということではないのかもしれないですけれども、やはりそこは地域全体のことを考えて、市の中で話し合っていて活用できないか考えていただきたいと思います。

それから、イベントのためだけに駐車スペースをとれないというお話でしたけれども、横の空き地を活用できるのであれば、車が多くなったときには転用することも可能なわけですから、ぜひ声を上げていただきたいなと思います。地域からの要望も自治会を通じていろいろ出ていると思いますので、しっかり寄り添って摂津市全体で考えていただきたい。別府のコミュニティセンターができてよかったなど、本当に市民から喜ばれる形になっていただきたいと思っております。料金の問題についても非常に高過ぎると声をお聞きをしております。ぜひこの点も考えていただきたいと思い

ますので、よろしく願いしてこれは要望といたします。

それから、旧味舌小学校跡地の体育館です。先に大阪府と協議をしてからというお話でした。しかし、共同ということを摂津市が言うのであれば、政策決定段階から住民の声をしっかり取り込むということが非常に大切になってくると思います。そういう手順をきっちり踏んで、地区連合自治会だけでなく、やっぱり地元地域の方々に説明会を開くなど声を、こちらから説明するだけではなくて声を聞く場をつくることが地域との関係をうまくしていくために欠かせないことではないかと思しますので、ぜひそういうことをやっていただきたいと要望にしておきます。

シルバー人材センターです。介護事業所を定年になられた方をそこがシルバーとして、今度は介護を全部今までやってきたとおりはしないけれども当たっていくということでお伺いしました。難しい問題が出てこないのかなと非常に心配をいたします。実施に関して慎重にぜひお願いしたいと思えます。私たちは緩和された基準の訪問型サービスA型を持ち込むのには反対をしております。以上です。これは質問ではありませんので、よろしく願いします。要望にします。

それから、老人医療費助成事業とそれから障害者医療費助成事業です。大阪府がやろうとしていることに関して、摂津市が市町村意見を出されています。老人医療に対しては、助成対象外となるものについては一部負担金が急増とならないよう激変緩和の措置を講ずること。それから、一部自己負担額の月額上限問題

について、費用面で過度な負担にならないよう定額負担500円を維持すること。しっかりいいことを言っていたいでます。所得額の精査に基づき月額上限額を設定し、低所得者の負担に最大限配慮すること。それから、その他のところで、今回の見直しでは新たな対象者と除外になる対象者で除外対象が上回る見込みとなっている。そのため所要額の算定には十分な精査が必要という意見を述べられているということで、非常にしっかりと意見を言っているなと思っております。これは大きな改悪になって、障害のある方は医療がなくては生きていかれないという方もいらっしゃるにもかかわらず、そこに大きな経済的負担をかけるというのは本当に命を何と思っているのかという怒りの湧くような改悪ですので、ぜひとも摂津市として反対の声を上げていただきたいと思えます。要望としておきます。

住宅改造に関しては、また高齢者の部分も新しく変わっていくというお話を聞きましたけれども、今までよりも悪い制度にならないようにぜひお願いしたいと思っております。要望にしておきます。

障害福祉計画の策定で、今国の具体的な通知が来てないからそれぞれで計画はつくるというお話でした。これから国からいろいろ言ってくると思うんですけれども、やはり障害者の方に介護保険制度を持ち込むということは、障害者の方は自分から進んで障害になられるわけではないけれども、そこに受益者負担という考え方を持ち込むということです。高齢者ももちろん自分から進んでなってるわけではないですけれども、介護保険の受益者負担という考え方が持ち

込まれるということについて、本当に障害者に対して差別の問題を解消していこうと、進めていると口では言いながら、実は障害者に対して大変な生きる上での差別をするような中身だと思いますので、ぜひともしっかりとこれから国に対しても意見も言いながら取り組んでいていただきたいと思いますので、要望としておきます。

地域生活支援事業、家賃がこれからかなりそうなみたいなお話が出てきたと思うんですけど、そもそも学園町にある商工会の建物は自社ビルを持ってそこでやっておられたのを摂津市が働きかけをして南千里丘の今分室が入っている同じ建物の中に商工会を引っ張ってこられたというか、どちらから言っただかはわかりませんが、そういうことで市が一緒になってそこへ計画して出てこられたわけです。それで、2年間ほど、ずっと誰も入りたがらなくて、あの建物はそのままになっていた。ほとんど使っていないにもかかわらず、固定資産税も非課税となっていたということをお前も指摘させていただいておりました。今度やっと新たなところが入るということでお聞きをしましたが、そこにまた市がかかわって、今度は市が家賃も払うと。南千里丘の家賃は一般的に考えて非常に安い家賃で商工会が入っておられるのに、摂津市は商工会の建物に家賃を払うとなるとというのは非常に疑問が残ります。市民に対してちゃんと説明のできる形にしていきたいということを申し上げておきます。これは要望です。

それから、大阪地域医療構想に関してのお話です。回復期のほうが足りないん

だというお話でしたけれども、そもそもベッド数そのものをふやさない方向で、大阪府が考えている全体が約70万人も増加するにもかかわらず、今の既存病床数が保健医療計画に定める基準病床数を超えるため増床はできないということを大阪府が言ってるわけですね。高齢者の方がふえるのに、病床数は全体としては余りふやさないというのが前提で、数字をごちゃごちゃやって必要なんだということです。パブリックコメントを求めておられまして、大阪府の保険協会、開業医の団体がそのパブリックコメントに応えておっしゃっています。各二次医療圏の中でも地域によって病院数や病床機能、診療科の偏りがあり、地域だけで医療提供体制を簡潔させるのは現実的ではない。十分に病態が改善、安定しないまま退院させられている患者がいる実態がある。落ちついて治療に専念できる入院医療提供体制の確保が大阪府に求められているのではないかと。必要病床数の推計では急性期病床が過剰となっているが、各地域医療構想懇話会では、急性期病床を削減すれば在宅医療を受ける患者が急変した際の受け入れが困難になるなどの意見が出されている。現在でも急変時に入院先を探すのに苦労するとの声が多く、開業医から出されており、さらなる病床削減が困難な実態にある在宅医療の現場をさらに疲弊させることにつながると危惧するというパブリックコメントが寄せられています。ほかにもたくさんありますが、時間の関係でそれぐらいにしておきますけれども、非常に懸念の上がっているものだということについて認識していただいて、しっかりと市民に寄り添った

立場で意見を上げていっていただきたいなと思います。要望としておきます。

労働相談事業、就職セミナーなどといういろいろなことでまた考えていくというお話でした。教育委員会ともぜひ協議をしていただいて、高校生とか中学生のそういう中で何かできないかということも探していっていただけたらなと思いますので、要望としておきます。

企業立地促進事業です。アンケートもっていただいたということです。ぜひしっかりと正規雇用を、きちんと摂津市民を雇用していただくように要望させていただきたいと思います。また下請、摂津市内の中小企業、小規模事業所をしっかり活用して市全体が活性化していくように要望しますし調査もしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

南千里丘の分室ですが、これも活用に向けて努力をしていただきたいと思いますので、要望としておきます。

以上で、3回目終わります。

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 58 分 休憩)

(午後 0 時 56 分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第 6 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 それでは、パートタイマー等退職金共済制度ですけれども、これも以前の決算、予算でも質問させていただいているんですけれども、歳入で共済掛金は、前年度に比べて減少しておると

ということと、そして、歳出での共済金は前年度に比べて減少しておるとということですね。

いわゆる掛金が少なくなって、給付が少なくなるという状況になっていると思うんですけれども、平成 29 年度に予算を組まれるに当たって、現在の事業所数、実際の人数、そして、これがどのように変化をして、予算を組まれたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上市民生活部参事 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の加入者数でございますけれども、平成 28 年 4 月 1 日現在、31 事業所 160 名、平成 29 年 2 月現在、30 事業所 164 名となっております。

あと歳入ですけれども、パートタイマー等退職金共済の掛金につきましては、1 か月 2,000 円の掛金で、来年度 170 人分を見込んでおります。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 事業所数は減っているということで、そして、人数としてはふえているという形なんですかね。見込みは 170 人ということであります。まず、このパートタイマー等退職金共済制度のあり方自身、どうなのかという質問をさせていただいていて、本当に市として必要であるのであれば、この制度を、やはり多く PR をして、事業所数もそうですし、人数も多くふやすべきだと思っておるんですけれども、その点、以前からお聞きしていますけれども、改めて聞きますが、担当のお考えはいかがでしょうか。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上市民生活部参事 パートタイマ

一等退職金共済制度につきまして、以前からご指摘いただいております。人数的にも、かなり減ってきていまして、事業所数も、新たな事業所がふえていないというのが実情でございます。今後、これどうするのかということになるんですけれども、担当としましては、現在、企業では健康経営というのが叫ばれて、共済につきましては社員の健康増進等に取り組みされており、従業員が健康であれば、経営面にも大きな効果があるという観点から、取り組まれていくものでありまして、また、福利厚生にしましても、やはり従業員が安心して長期間働くためという目的もございます。

退職金制度につきましても、法的には退職金は、こうであるということはございませんけれども、ある意味、従業員が安心して長く働くために必要なものとも思っております。

そういう意味から考えますと、やはり企業にとっても、また、従業員、労働者にとりましても、退職金制度というものは必要であるとは考えております。

ただ、摂津市のパートタイマー等退職金共済制度のほか国の制度であります中小企業退職金共済制度等がございますので、いずれかの制度には入っていたけるようにしていかなければならないのかなとは考えており、必要であるとは思っております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 必要であるということと、それと国の制度、もしくは、市のパートタイマー等退職金共済制度に入ってくださいようにという答弁でありましたけれども、そしたら、これはどうし

ていくかというところがありまして、摂津市の事業所数でいうと、約4,000ほどの事業所数があつて、実際には、30事業所と、これをどう受けとめていいのかというところですね。

国の制度に入って、そこを活用、利用しているのであれば、それはいいのかなと思うんですけれども、両方に入っていないところに対して、どのように今後、進めていこうと考えておられるのか、お聞きをしたいと思いますし、まず、何よりも、こういう制度があるということを広く認知をしていただく、知っていただくということが大事だと思いますけれども、その点のお考え、お聞きしたいと思います。

また、以前も質問で聞いたんですけれども、まず、広くというところの前に、市の関係するところとか、そういうことはどうかということで、以前にもお聞きをしたんですけれども、その点もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上市民生活部参事 加入者をいかにふやすかといいますか、以前、平成24年度に市内の企業に対しまして実態調査を行っておりますけれども、そのときにご回答いただいた事業所の中では約32%が退職金制度を設けておられまして、約54%がないという結果が出ております。

中でも規模の大きな事業所では8割近くが制度を設けておられますけれども、小規模事業所では、制度を設けているのはわずか、12%程度という結果が出てございます。

こういった結果からも、小さな事業所にも、やはりいずれかの制度、こういっ

た退職金制度に加入いただきたいと思います
っておりますが、なかなかふやせない、
減少しているのが実情でございます。

市としましては、広報でありますとか
ホームページ、また、産業振興施策をま
とめております便利帳というのを配布
しまして、周知に努めておるところでは
ございますけれども、周知はしておりま
してもなかなかやはり認知していただ
く部分が少ないということでございま
す。

当時の、そのアンケートの結果でも、
制度を知らないというところも多数ご
ざいました。今後につきましても、やは
り、より多くの人に知っていただけるよ
うに広報活動については、市広報やホー
ムページを通じて、行ってまいりたいと
考えております。

市の関係者から、まず、加入してはど
うなのかということですがけれども、こ
ちらも市の関係する非常勤職員、また、外
郭団体等、ご加入いただいているところ
もございます。この辺はまた、今後、関
係者とも話をして加入促進というか、加
入いただけるのであれば、加入いただ
きたいと思っております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 部長か、副市長にお聞き
をしたいんですけれども、以前から、こ
の委員会でも多くの委員が質問をされ
て、減少の方向で進んでいるという点を
反対にプラスに向けようと、どのように
今後、考えていこうと思っておられるの
か、その点、お聞きをしたいと思いま
す。

○上村高義委員長 登阪市民生活部長。

○登阪市民生活部長 パートタイマー
等退職金共済制度の件につきましては、
従来から森西委員からも、いろいろご質

問いただいております。

今、担当課長からもご答弁申し上げま
したように、この非正規雇用のことに関
しましては、厳しい状況にある中で、こ
のパートタイマー制度等退職金共済制
度については、国の制度も含めまして、
大事なものだと考えております。

ふえていかないという現状がござい
ますが、この間、いろいろご指摘もいた
だいている点もございますので、改めま
して、市といたしましても、今年度、退
職金共済の運営委員会を、この年度末に
1回、持たせていただきまして、今の実
態につきまして、ご報告をさせていただ
く中で、今後の取り組みについて、いろ
いろなご意見をいただきたいと思います
と思っております。

その上で、また、いろいろな形で検討
させていただいて、この制度を改めて、
どのように取り組んでいったらいいの
か、市としても、考え方を整理してい
きたいと考えております。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上市民生活部参事 先ほど、広く周
知に努めていきたいと答弁いたしました。
この分、当然、周知に努めていくわ
けなんですけれども、退職金共済制度は、
市や国の制度等もございしますので、国
の制度も一定知らせながら選択制とい
うような、選択肢の一つとして市の制度
もどんどん周知していきたいと考えてお
ります。

○上村高義委員長 ほかがございま
せんか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 私も、この制度につ
きましては、摂津市として、これからも
維持をしていくのがいいのかどうかと

ということについては、正直申し上げまして、なかなか判断をしかねる状態であります。と申しますのは、お聞きをしたいんですけれど、先ほど、平成28年度当初と末とでの、その事業所数と加入者数の推移をいただきましたけれども、もっと以前、大体ピーク時に、どれぐらいの事業所が加入されておられて、その事業所が、もし減っているとするならば、なぜ、この共済制度から脱退されたのか、脱退された理由の一つとして、先ほど中小企業退職金共済制度というお話もされておられましたけれども、同じような趣旨のところに加入しているというのであるならば、ひょっとして、その摂津市として単独で、この制度を維持をするということの意義はどうなのかなということになってくるとお思いますので、やはりそこはしっかりと担当課として、私はつかんでおくべき問題ではないかなと思っておりますので、少し、その実態についてお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上市民生活部参事 まず過去の、加入者の推移でございますけれども、昭和60年から、この制度を始めております。当初、1年目につきましては、25事業所126人からスタートしております。そこから5年目、75事業所、540人とふえてきておまして、ピーク時でございますと、平成8年には630名の加入がございました。

その後、平成10年以降から加入者数が減少をしてきてまして、30年目であります、平成26年では35事業所187人、そして、現在、先ほど申し上げましたように4月1日現在、31事業所、1

60名ということになっております。

この少なくなってきた理由につきましては、さまざまであろうかと思えますけれども、一つ最近、やはり少なくなっている理由としましては、企業の経営改善といいますか、経費の削減であるとか、本来はだめだとは思いうndすけれども、福利厚生であるとか、このパートタイマー等退職共済の掛金とかが対象になってきているところもあるのかなと。といいますのも、最低賃金につきましても、ずっと上がってきておまして、最低賃金で、いわゆるベースアップをすると、それが実際、月の2,000円、掛金の2,000円以上のものにもなってくるということもございまして、最低賃金のアップ、平均月額アップというのが、この制度から脱退される一つの要因にもなっているのかなというようなことは感じるところでございます。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 今のご答弁、拝聴しておりますと、要は摂津市の、この制度から脱退をされて、別の制度に移られたというケースは、あるでしょうけれども、少ないんじゃないかというお話だと思うんですよ。今のお話聞いていると、入っているんならいいんです。つかんでおられる分でも結構なんです。ただ、本当に、そのことをしっかりと、この場でやっぱりお示しをいただいたかなと。私も、この制度自体はどうなのかということも正直、判断をしかねるところがありますし、先ほどのお話、お聞かせいただきますと、福利厚生というところに、表現、悪いかもしれませんが、しわ寄せがいつているんだということであるならば、やはりこれは何とかして維持をしていか

なあかんでしょうし、さらに事業所をふやす努力をしていかなあかんのかなと思います。

そこは、私も以前、その本会議の中で質問させていただきましたが、やはり労働ということに対して、しっかりと重きを置いて取り組んでおられる、例えば、入札をされるときに、そういったこともしっかりと緩和していくということも含めて、やはり摂津市として、やはりその方向性を示していくということが大切なのかなと思っております。

平成28年度末には、その運営委員会も開いた中で、今後の方向性についてもしっかりと、いろんな角度から意見を伺っていききたいというお話もございましたので、ピーク時には630名おられたわけですよ。相当な事業者数もやっぱり加入されていたと思います。それが今現在、30事業所、しかも164名になっているということについては、やはりもう少し問題意識を持って、このことについてしっかりと取り組んでいただきたいと要望として申し上げさせていただきます。

○上村高義委員長　ほかございませんか。

増永委員。

○増永和起委員　今、森西委員も嶋野委員もおっしゃいましたけれども、やはり働いている皆さんの福利厚生、退職金がしっかりと確保されるということは大事なことだと思います。この摂津市の制度が、ほかの制度と比べてすぐれているところというのがあるんでしたら、教えてください。

○上村高義委員長　池上参事。

○池上市民生活部参事　この摂津市の

制度ございますけれども、月額2,000円でご加入いただけるということで、国の制度であります中小企業退職金共済におきましても、今現在、2,000円、3,000円、4,000円という額で入れる限定の制度もございます。

それと比較いたしますと、掛金につきましては、今、申し上げましたように月額2,000円の制度もございますが、退職金につきましては、本市は1年未満でございまして、元本割れすることなく支給させていただきますけれども、中小企業退職金共済制度の場合は加入1年目は無支給、2年未満は掛金を下回り、2年から3年6か月は掛金相当額、3年7か月以上で掛金を上回る退職金が支給されるということになります。

摂津市の場合には死亡手当金がございますけれども、中小企業退職金共済制度にはございません。また、長期の在会給付につきましては、本市につきましては10年以上の加入者に対しまして、加入期間により支給しておりますけれども、中小企業退職金共済制度の分につきましては、43か月以上の加入者には基本退職金に加算するという制度もございますけれども、実際には、その年の運用利回りの実績により支給されない場合もございます。

ほかにも違いございますけれども、本市制度につきましては、一定、安定した支給が行える制度であると言えます。

○上村高義委員長　増永委員。

○増永和起委員　そういう利点をしっかりと知らせていただいて、やはりどこにも入っていないというパートタイム労働者がたくさん摂津市にいらっしゃるという状況を改善していくというこ

とは、やはり市の大きな役割だと思うんです。

中小企業退職金共済制度は、一般的な宣伝はされているかもしれないですけど、やはり個別な働きかけができるというのは、摂津市の強みだとも思いますし、ぜひ、具体的に、広報とかホームページだけではなく、これからアクションプランの改定なんかに当たっても実態調査とか、そういうこともおっしゃっていただいているので、こんなにいいところがあるんですよということで、個別にも知らせていっていただくということも考えていただきたいと思います。

ぜひ、継続してほしい制度です。以上です。

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は1時。

(午後1時13分 休憩)

(午後1時32分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第4号、議案第11号、議案第25号及び議案第29号の審査を行います。

本4件のうち議案第11号については、補足説明を省略し、議案第4号、議案第25号及び議案第29号について、補足説明を求めます。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、議案第4号、平成29年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10ページ、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料、目1一般被保険者国民健康保険料は被保険者数の減少に伴う保険給付

費などの減少によりまして、前年度に比べ5.8%の減となっております。収納率は現年度分が90.7%、滞納繰越分が14.1%を見込んでおります。目2退職被保険者等国民健康保険料は前年度に比べ64.3%の減で、年齢到達に伴う退職被保険者等被保険者数の減によるものです。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は前年度に比べ25.0%の増となっております。

12ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、前年度に比べ1.4%の減で、給付費等対象費用の減によるものでございます。

目2高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ16.4%の増で、80万円以上の高額医療費に係る共同事業医療費拠出金の4分の1が法定負担となっております。

目3特定健康診査等負担金は、前年度に比べ3.2%の減で、対象経費の3分の1が法定負担分となっております。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、前年度に比べ7.1%の増で、全国レベルで財政調整を行う普通調整交付金の増によるものでございます。

目2事業助成補助金は、平成30年度からの国保広域化に係る準備補助金で、システム改修費用について交付を受けるものでございます。

款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金は、前年度に比べ37.3%の減で、退職被保険者の減少に伴う医療費等の減によるものでございます。

14ページ、款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者

交付金は、前年度に比べ３．６％の減で、過年度精算等によるものでございます。

款６府支出金、項１府負担金、目１高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ１６．４％の増で、拠出金の増に伴うものでございます。

目２特定健康診査等負担金は、前年度に比べ３．２％の減でございます。

項２府補助金、目１財政調整交付金は前年度に比べ７．６％の減で、保険財政共同安定化事業に係る激変緩和措置の縮小などによるものでございます。

目２事業助成補助金は、前年度に比べ０．４％の減でございます。

款７共同事業交付金、項１共同事業交付金、目１高額医療費共同事業交付金は前年度に比べ７．３％の増で、国保連合会への拠出額から実績を参考に計上いたしましたものでございます。

１６ページ、目２保険財政共同安定化事業交付金は、前年度に比べ０．５％の減でございます。

款８繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金は、前年度に比べ４．１％の増で、職員給与費等繰入金の増などによるものでございます。

目２保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ５．２％の減でございます。

款９諸収入、項１雑入、目１一般被保険者第三者納付金、目２退職被保険者等第三者納付金、目３一般被保険者返納金、目４退職被保険者等返納金は、過去の実績を参考に計上いたしております。

目５雑入は、現金給付の指定公費を見込んでおります。

１８ページ、項２延滞金、加算金及び過料、目１延滞金は保険料に係る延滞金でございます。

次に、歳出でございますが、２０ページ、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費は、前年度に比べ１７．０％の増で、国保広域化に向けた国保システム改造委託料などによるものでございます。

目２連合会負担金は、前年度に比べ３．３％の減となっております。

目３市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

項２徴収費、目１賦課徴収費は前年度に比べ２３．４％の減で、非常勤職員に係る賃金の減などによるものでございます。

２２ページ、項３運営協議会費、目１運営協議会費は、前年度と同額となっております。

款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ３．３％の減で、被保険者数の減によるものでございます。

一方で、一人当たりの費用額では２．９％増の３８万９９１円を見込んでおります。

目２退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ３８．５％の減で、退職被保険者等被保険者の減によるものでございます。

目３一般被保険者療養費は、前年度に比べ７．６％の減でございます。

目４退職被保険者等療養費は、前年度に比べ５１．５％の減でございます。

目５審査支払手数料は、前年度に比べ５．５％の減でございます。

２４ページ、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ０．３％の増でございます。

目２退職被保険者等高額療養費は、前

年度に比べ32.4%の減でございます。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費及び目4 退職被保険者等高額介護合算療養費は、前年度と同額となっております。

項3 移送費、目1 一般被保険者移送費及び目2 退職被保険者等移送費は、前年度と同額となっております。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、前年度に比べ18.9%の減でございます。

目2 支払手数料は、前年度に比べ18.8%の減でございます。

26 ページ、項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、前年度と同額となっております。

項6 精神・結核医療給付費、目1 精神・結核医療給付金は、前年度に比べ6.2%との減でございます。

款3 後期高齢者支援金等、項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金は、前年度に比べ4.6%の減で、被保険者数の減及び過年度分精算によるものでございます。

目2 後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度と比べ4.8%の増となっております。

28 ページ、款4 前期高齢者納付金等、項1 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金は、前年度と比べ667.8%の増で、負担調整額の増によるものでございます。

目2 前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度と比べ4.5%の減でございます。

款5 老人保健拠出金、項1 老人保健拠出金、目1 老人保健事務費拠出金は、前年度と比べ34.3%の減でございます。

款6 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金は、前年度に比べ2.6%

の減で、第2号被保険者数の減及び過年度精算によるものでございます。

30 ページ、款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ16.4%の増で、高額医薬品の影響等による、対象医療費の増によるものでございます。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金は、前年度に比べ1.4%の減でございます。

目3 高額医療費共同事業事務費拠出金、目4 保険財政共同安定化事業事務費拠出金、目5 その他共同事業事務費拠出金は、前年度と同額となっております。

款8 保健施設費、項1 保健施設費、目1 特定健康診査等事業費は、前年度に比べ5.1%の減で、特定健康診査対象者数の減によるものでございます。

目2 保健衛生普及費は、前年度に比べ1.5%の減でございます。

ヘルスアップ事業において、新規に若年者層を対象としたセルフ健康チェックサービスを実施してまいります。

32 ページ、款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険料還付金は、前年度に比べ38.1%の増となっております。

目2 退職被保険者等保険料還付金は、前年度に比べ37.0%の減でございます。

款10 予備費、項1 予備費、目1 予備費は、前年度と同額となっております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第25号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

できます。

本件は、地方税法等の改正を受け、国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

地方税法の改正に伴い、特定公社債等の利子所得に係る申告方法が変わったことなどを受け、第14条の基礎賦課額の所得割額及び第20条の保険料の減額の算定に用いる所得の規定につきまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第29号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成29年2月22日に公布されたことに伴いまして、追加議案をお願いし、本条例の一部を改正するものでございます。

経済動向を踏まえ、所得の低い方が軽減対象から外れないように、第20条の保険料の減額の規定中、軽減適用の所得基準の引き上げを行うものでございます。

以上、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、議案第25号及び議案第29号の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明が終わりました。質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 それでは、議案第11号の補正からいきたいと思います。

6ページの事業助成補助金です。国庫補助金の事業助成補助金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金です。

先ほどご説明で、平成29年度の当初予算で、国保の一元化システム改修費用ということでの説明をいただいていたんですけれども、平成28年度の補正も同じことであるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、平成29年度予算にいきまして、歳入ですけれども、一般の被保険者、国民健康保険料ですけれども、前年度が、20億6,969万7,000円ですかね、それで平成29年度が19億4,921万7,000円と1億2,048万円の減少になっておりますけれども、余りにも、その金額が大きい気がするんですけれども、この予算での見込みの立て方について、教えていただきたいと思います。

あわせて、この退職被保険者等国民健康保険料も減少になっておりますけれども、そちらも、見込みについて教えていただきたいと思います。

歳出は、概要で進めたいと思います。

168ページですけれども、一般事務事業の中身ですね、国保システム改造委託料ということで、これは先ほど説明をいただいている部分なのかなとは思いますが、具体的に、今、どういう段階で、例えば、平成30年度一元化に向けて、どう進んでいくのか、教えていただきたいと思います。

続いて、同じく168ページの、この上の一般事務事業の非常勤職員等賃金ですけれども、昨年度を見ますと、1,040万9,000円ということで、平成29年度が2,137万2,000円ということで、約倍の増になっておりますけれども、この中身を教えていただきたいと思います。

その中で、平成29年度になくなって
いる部分で、保険証等の封入封緘業務委
託料が昨年は出たんですが、ことしは
ゼロになっているんですけれども、その
点、教えていただけたらと思います。

その下ですけれども、賦課徴収事業の、
督促催告等封入封緘委託料ですかね、こ
れが昨年はなかった、ゼロだったと思う
んですが、平成29年度は90万3,0
00円ということで、予算を立てられて
います。この点、教えていただきたいと
思います。

続いて、170ページですけれども、
一般被保険者療養給付費ですけれども、
59億1,862万1,000円ですね、
昨年が61億1,760万円ということ
で、減になっておりますけれども、これ
を立てられた見込みについて、教えてい
ただきたいと思います。

続いて、174ページですけれども、
特定健診審査等事業費ですけれども、こ
の中の特健診審査等委託料です。以前
から受診率をふやしていくということ
で、ご答弁をいただいておりますけれど
も、今、現状どのようになって、この平
成29年度予算では、受診率をどのよう
に計算でされて、この金額にされている
のか、お聞かせいただきたいと思います。

176ページですけれども、保健衛生
普及費のヘルスアップ事業委託料です
けれども592万1,000円と出てお
ります。

当初の予算の主要事業の一覧の中
では、保健事業の中で糖尿病等の生活習慣
病の疾病予防に着目し、第3期特定健康
審査等実施計画をとということで、データ
ヘルス計画に回答しますということ
でありますけれども、そしてまた若年層を

対象に自己採血キットによる血液検査
とWebサービスを組み合わせたセル
フ健康チェックサービスを導入します
ということです。

継続と拡充ということになってます
けれども、これはここに出てますヘルスア
ップ事業委託料といいますか、ヘルスア
ップ事業のことであるのか、お聞かせい
ただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、森西委
員のご質問にご答弁させていただきます。

まず、事業助成補助金の補正について
でございます。

220万円の補正ということで上げ
させていただいております。

内容につきましては、平成30年度の
国民健康保険の広域化に伴うシステムの
改造経費補助でございます。

当初、特別調整交付金で交付予定とな
っておりましたが、財政措置が事業助成
補助金として交付となったため、当初の
予算額の特別調整交付金を減額させて
いただいて、改めて事業補正補助金とし
て、実質経費分を補正予算として計上さ
せていただいたものでございます。

同時に歳出の補正においても国保シ
ステム改造委託料が300万円を計上
しておりましたが、確定に伴いまして9
8万円減額して、この事業助成補助金と
同額となるよう、202万円の歳出とな
っております。

続いて、一般被保険者保険料1億2,
000万円弱の見込みについてござ
います。

予算全般に言えることなんですが、被

保険者数が、ここ近年、大幅に減少してきております。平成29年度につきましても、全体で7.8%、約1,800人の被保険者の減を見込んでいるところでございます。

その中で、保険料につきましては、給付費等の歳出から国庫等からの入ってくる分を見込んだ中で、保険料を組んでおる状況でございます。

ちなみに、一人当たり保険料につきましては、ほぼ前年度と同額という形になっております。

退職被保険者につきましても、同様でございます。昨年度は退職被保険者を600人と見込んでおりましたが、平成29年度は200人と、こちらにつきましては、もう制度の経過措置中で、人数が減っていくのみとなっていくしますので、半数以上が減っております。

そういった中で、保険料につきましても、同様に減少を見込んだところでございます。

続いて、歳出の国保システム改造委託料でございます。内容についてでございますが、平成28年度につきましては、同様のシステム改造をしておるところでございますが、平成28年度の改造につきましては、試算用のデータはき出しについての改造となっております。平成29年度は広域化によりまして、国保の資格や高額療養費の多数該当など、市町村単位から大阪府単位での管理となることから、制度改正に合わせた改修が必要となってまいります。

また、本市のシステムと国保連合会に設置されます情報集約システムとの連携に伴う改修も必要となってまいりますので、そういった内容の経費となって

おります。

続きまして、非常勤賃金についてでございます。

非常勤賃金の増額の理由につきましては、2点ございます。

1点目は、広域化の準備作業として、平成29年度から2名増員とさせていただいたものとなっております。

2点目としましては、賦課徴収費で減となっておりますが、賦課徴収事業の収納推進員として計上していましたものが、収納推進員の任期終了に伴い、新たに非常勤職員等賃金として、こちらで計上させていただいたということで、金額がふえております。

続いて、封入封緘業務委託料がなくなった理由でございます。

保険証の封入封緘業務委託料につきましては、平成28年度の予算では、保険証の更新は2年ごとの更新となっておりますが、平成29年度は保険証の更新年度ではないため計上していないということになっております。

また、督促・催促等に係る封入封緘業務につきましても、賦課徴収に係るものでございますので、今回、賦課徴収事業として、もともと保険証の封入封緘等というところで含めて、委託料を計上しておりましたが、今回、別立てで計上させていただいたというものでございます。

続きまして、療養給付費の減の見込みのところでございます。

療養給付費の減につきましては、こちらも被保険者の減少が主な要因として上げられます。その中で医療費の伸びの要因としましては、診療報酬の改定、被保険者数、高齢化の影響、医療の高度化などが上げられてきます。

平成29年度は、診療報酬の改定はございません。そのため、一人当たりの伸びとしましては、高齢化と医療の高度化、高額医療薬品といった部分が要因となります。一人当たりは伸びておりますが、被保険者数の減少が一人当たりの伸びを上回っているため、総額では減となったものとなっております。

特定健診の委託料についてでございます。受診率を上げるという部分でございます。こちらにつきましては、これまでも受診率向上に向けて、いろいろと取り組んできたところでございます。その中で、平成29年度につきましては、予算では32%を見込んだ中で計上いたしております。

特定健診の受診率につきましては、あくまで4月から3月まで、もうフルに国保の被保険者であった方を分母と分子に参入して、計算するというルールとなっております。

しかしながら、委託料につきましては、途中でやめられた方、国保の資格である期間に受けられた方については、お支払いは国保で負担となっておりますので、若干そういった部分で差は生じてまいりますが、32%を目途に予算を計上させていただいたところでございます。

受診率を上げるという部分でございます。ここにつきましては、これまでも保健センターを活用した受診勧奨、電話業務やはがきでの受診勧奨を継続的にやらせていただいております。

これにつきましては、直接本人に働きかけができることから、効果は高いものと考えております。

そういった部分で、平成29年度は、はがきの送付等につきまして見直し等

も検討した中で、受診率を上げる取り組みをしてまいりたいと考えております。

最後に、ヘルスアップ事業の委託の部分でございます。委員おっしゃるように、セルフ健康チェックサービス等もこの中に含めさせていただいたものでございます。

ヘルスアップ事業の内容につきましては、特定健診の未受診者対策事業、保健指導未利用者対策事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、糖尿病性腎症重症化予防栄養指導事業、それにセルフ健康チェックサービス事業を新たに加えさせていただいて、計上させてもらったものでございます。

以上でございます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 補正に関しては、ご説明いただきまして、わかりました。

また、平成29年度予算の歳入に関しても、被保険者が減少してるからということで、これもご説明いただき、理解をさせていただきました。

国保のシステム改造委託料の件ですけれども、平成28年度を補正されて、平成29年度当初から予算を組まれて、今後、平成30年度の一元化に向けてということでもありますから、この辺の金額、この金額の推移でいくのか、平成30年度にはもう少し上がってくるのか、その点、わかるようであれば教えていただけたらと思います。

非常勤職員の賃金の件も、徴収の事業等ということで、増につながったということでもありますし、保険料との封入封緘業務に関しても、これは理解をさせていただきました。

それと、特定健診の件ですけれども、

受診向上に取り組んでいくということで、以前からご答弁をいただいています。

でも、受診率を向上するためには、ご努力はされているとは思いますが、その中で、もう少し、受診率が向上するために、どのような働きかけをされようとしておられるのか、具体策等があれば、教えていただけたらと思います。

次は、ヘルスアップ事業委託料の件ですけれども、これもデータヘルス計画の糖尿病等の生活習慣病の疾病予防等ということで、また、若年層を対象にして健康チェックサービスということをされようということでもありますけれども、若いときから自分の体を気をつけてということであろうかと思えますけれども、この辺、国立循環器病研究センターが来て、この事業に対してのタイアップを何か考えておられるのか。お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、2回目のご質問にご答弁させていただきます。

国保システムの改造委託料で平成30年度もっと金額が上がってくるのかというお問い合わせでございます。

現時点では、国等の説明いろいろ聞いておりますが、平成30年度以降につきましては、特に改造として新たに上がってくるものはないかと思えます。

ただ、今後、いろいろと広域化の中身が確定していく中で、摂津市としての激減緩和とか、そういった部分が出てきた場合、改造が必要ということも考えられます。

しかし、基本的には大まかな部分としましては、今回の改造で平成30年度が迎えられるということになってくると

考えております。

続きまして、特定健診委託料の部分で、もう少し何か具体策はということでございます。これまで電話とはがきを軸に受診勧奨を実施してきたところでございます。

しかしながら、受診率も30%ちょっとということで上がってこないところになっております。

平成29年度につきましては、これまでの事業にプラスしまして、保健福祉課でいろんな事業をやっております健康教室や講座等、そういったイベントなどの場におきまして他課とも連携を行うなかで積極的な勧奨、PRといったものを実施していきたいと考えております。

また、平成27年度の状況等を見ますと、個別の医療機関での受診件数というものが課題となっておりますので、こういった部分につきましても、医師会、薬剤師会に働きかけを行いながら、受診率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

ヘルスアップ事業の部分で、国立循環器病研究センターとのタイアップについてでございます。

この国立循環器病研究センターとのタイアップにつきましては、データヘルス計画を策定するに当たりまして、国立循環器病研究センターの先生方からもいろいろとご意見をいただいていたところでございます。

また、現在やっております糖尿病性腎症重症化予防栄養指導事業におきましても、栄養教室の献立について、専門的なご助言をいただくなど、連携を図っているところでございます。

また、今後につきましても、いろいろ

と生活習慣病対策に、取り組んでいかなければいけませんので、こういった部分につきましても、いろいろとご相談をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 平成30年度の国保の一元化ということで進んでますけれども、先日、粗い試算ということで、お示しをいただいて、まだ、あれからは状況が変わってないとは思いますが、府から示された早い段階で、また示していただいて、市民に混乱のないような形で進めていただきたいと思います。

国保の被保険者数が減少ということでもありますから、大阪府下全体で一元化ということになっても、摂津市がどういう状況か、例えば数字を上げたりということもあろうかと思えます。それは、やはり健康で過ごすというのは、まず何よりですから、そのために、いろんな数字をとったりということをしてるわけです。先ほど、国立循環器病研究センターの話もさせていただきましたが、国のあれだけの機関が健康ということで摂津市に隣接するところに来て、入っていただけるわけですから、その点は、十分に利用をしていただいて、例えば、なかなか健康、体というのは数字になかなか見えないものですから、仮に寿命が延びましたよとかいうのであればわかるんですけど、それでも長いスパンのことですからなかなか数字に出てこなかったりとかいうことでもありますので、例えばいろんな何らかの調査で、数字を出されてますから、ぜひとも、今の数字よりも健康、体にとっていいという数字になるように、例えば国立循環器病研究セン

ターが来て、中に入って、以前は、こういう数字がこのように改善しましたということになるように、ぜひとも努力していただいて進めていただきたいと思います。

ももっともっと、国立循環器病研究センターにさまざまなことに入っていて、そしてまた摂津市民の健康に対する考えを変えていただくというか、いい方向に変えていただくように、そういう取り組みも、ぜひとも進めていただきたいと思いますので、よろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

○上村高義委員長 ほかに。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、補正で1点お聞かせいただきたいと思います。

財政調整交付金が、今回300万円の減額となっております。部長からの平成29年度の第4号の説明の中でも激変緩和というお話があったと思いますが、そこと関係しているのかなと少し思うんですけど、今回の補正で減額となっている理由について、まずお聞かせいただきたいと思います。

それから、第29号なんですけれども、今回は5割軽減、2割軽減の基準を変更されるということなんですけれども、大体どの程度の世帯、また額にして、どの程度の影響があるものなのか参考までにお聞かせいただきたいと思います。

ここからは、議案第4号平成29年度予算の質問なんですけれども、まず、23ページになります。電話催告等の業務委託料でございます。

これまでも、この事業については実施されてこられまして、一定効果を上げておられるかなと思いますけれども、平成

29年度、もし何か新たな工夫等があるのであれば、少しお聞かせいただきたいと思います。今までこの事業を行ってこられて、費用対効果という側面からどのように精査されておられるのか、一度お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、議案書の30ページ、31ページになりますけれども、レセプトの点検事務の嘱託員の賃金でございます。レセプトが電子化をされまして、いろいろなアプローチが可能になったのかなと思っております。これは、平成27年度の決算の際にも触れさせていただきましたけれども、いわゆる多受診あるいは重複受診といった問題につきましても、レセプトが電子化されることによって抽出がされやすくなったんだろうなと。

そのことによって、保健師等の指導も一定可能になったのかなと理解をしているところなんですけれども、平成29年度、レセプトの点検ですが、どういったことを期待されておられるのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

同じく、30ページ、31ページになりますけれども、後発医薬品普及促進委託料でございます。これも本市では、長年取り組んでおられまして、差額通知といったものをお示ししていただいているわけなんですけれども、まず、この事業につきましても、1回目は費用対効果といった側面を、ジェネリックの普及率も含めて、一度お聞かせいただきたいと思います。

最後に、森西委員も聞かれておられましたけれども、若年層を対象としたセルフ健康チェックサービスでございます。

特に、若年層となりますと、過信とは言いませんけれども、自分の体あるいは健康問題に対して、特に何か問題を抱えているとなかなか考えにくい年齢層じゃないかなと思います。

今回、ヘルスアップ計画ということで、新たに取り組まれるわけなんですけれども、これについては、相当工夫をされないと、思った効果が上げられないんじゃないかと思うんですけれども、この点についてどういった工夫をされるのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

以上で、お願いいたします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、嶋野委員のご質問にご答弁させていただきます。

まず、補正の300万円の減の理由でございます。財政調整交付金です。先ほどの森西委員のところにかぶってまいります。当初、システム改修に関しまして、財政調整交付金で300万円が補てんされるということで、当初予算を組んでおったところでございます。

しかしながら、システム改修経費の補助につきましては、国の事業助成補助金で歳入を受けるということになりましたので、財源の歳入の予算を入れかえたという形になっております。

続きまして、議案第29号の軽減による影響についてでございます。まず、軽減につきまして、5割軽減、2割軽減の対象の基準額の引き上げという形になっております。平成28年度の実績で試算させていただいたところ、人数で申しますと、5割軽減で38名、20世帯。2割軽減で17名、10世帯の方が今回の範囲で増える対象となってまいりま

す。

金額につきましては、それぞれ応益割の5割、2割が軽減になりますので、世帯分が影響金額となってまいります。

続いて、レセプト点検の賃金についてのご質問でございます。電子化によって期待するところでございます。確かに委員おっしゃいました多受診、重複という部分も含めて効果が期待できることになってまいります。レセプト点検につきましては、これまで内容点検と資格点検というのがございます。内容点検につきましては、これまで国保連合会で点検をしていただいていた。

レセプト点検の市のほうにおきましては、資格点検の部分、またレセプトにかかわります高額療養費や資格喪失後の受診の返納金といいまして、国保でないのに国保を使われていたと、そういった部分で、レセプトの嘱託員にチェック等をしていただいております。

また、特に資格喪失後受診につきましては、一昨年ですか、社会保険とのお金のやりとりという仕組みができるようになりましたので、かなり効果が上がってきております。これまで、本人にお金を返していただくというのが原則になっておりましたが、本人の同意を得る中で、社会保険とこちらでお金の調整をできることになりましたので、かなり掘り下げというところでいいますと、医療費削減の効果が出てまいります。

多受診、重複受診につきましても、国保連合会で、サポート事業というのがございまして、これを平成29年度、活用させていただいて、こういった問題について取り組んでいこうと。

初年度ですので、連合会のノウハウを

いただく中で、平成30年度以降は市独自としてもやっていきたいと考えております。

続きまして、後発医薬品普及率のところでございます。後発医薬品の普及率でございますが、こちらにつきましては、直近、平成28年9月におきましては、普及率が67.95%となっております。前年の同時期では、62.54という普及率になっておりますので、効果としては上がっております。

また、府下におきましても、摂津市はちょっと順位は下がったんですけども、4番目の利用率という状況となっておりますので、かなり普及効果は上がっているのではないかなと考えております。

続いて、セルフ健康チェックの工夫というところでございます。こちらにつきましては、若年者健診というものがこれまで課題となっておりました。40歳未満の方につきましては、日中仕事をしている方が多いというところで、なかなか健診を受けていただく機会がなかったかなと。そういったところで、ご自宅でもできるセルフ健康チェックサービスというものを、今回、導入させていただくと。

ここにつきましては、スマートフォン等で申し込みをいただきまして、ご自宅で検査キットによって検査ができ、それを送り返していただくことで、検査結果につきましてもスマートフォンで確認ができます。

また、要検査等、受診が必要な方につきましては、お近くの医療機関のご案内までできるという形で、重症化予防という観点も出ておりますので、かなりの効果を期待しているところでございます。

電話催告業務につきましては、課長代理からご答弁させていただきます。

○上村高義委員長 大西課長代理。

○大西課長代理 そうしましたら、私から、電話催告委託業務について、これまでの費用対効果がどのように出たかご答弁をさせていただきます。

まず、コールセンターの業務内容につきましては、口座の引き落としがかかっていない方に対しての納付勧奨、初期の滞納者の方に対しての納付勧奨、分割誓約を組んでいる方もいらっしゃると思いますので、そういう方で不履行の方に対しての納付勧奨。

あと、資格の適正化、これは社会保険に加入されているにもかかわらず、国保の脱退の手続きがまだの方と、こういう方々に対しまして、コールセンターからあくまで勧奨という形でお電話をさせていただいております。

こちらでございしますが、毎月16日から月末まで、毎日かけていただいております。ここで、おおむね月1,000件から1,200件の架電をしております。

こちらを職員でやった場合のことを考えますと、かなりの費用にはなってくると思います。今、こちらのコールセンターの委託業務の費用ですけれども、約380万程度となっておりますので、人件費から換算しますと、費用対効果はあるのではないかなと考えております。

また、お問いにありました平成29年度以降、どのように工夫をしていくのかということでございますが、こちら、業務内容は変えるつもりはございませんけれども、こちら架電をする方に対してどのようにアプローチをしていくかというのを、コールセンターに任せ切りに

するのではなくて、我々職員が目を通して、丁寧にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 ご答弁いただきまして、ありがとうございます。大分理解できました。

まず、補正のほう、それから議案第29号につきましてご答弁いただきまして、理解できました。ありがとうございます。

また、平成29年度の予算につきましても、4点、今回、質問させていただきましたけれども、コールセンターにつきましても、16日から月末、約半月の中で、1,000件から1,200件もお電話かけていただいているんです。

確かに人件費という面で考えると、相応な効果があるんだろうなと思っておりますし、あわせてやはりこの380万かけたことによって、どの程度の効果があったのかと、人件費以外での効果についても、またしっかりと精査しながら、より工夫をしていただきたいのと、要望として申し上げたいと思います。

それから、ジェネリックの普及なんですけれども、思っていたよりも高い普及率だなということを細かく確認をさせていただきました。たしか、これは通知のシステムといったものが広島の呉で始まったんだったですかね。摂津市もそれに負けず劣らず、大変に努力をされておられるなということで、改めて、この点につきましては感謝申し上げたいと思っておりますし、さらに上がっていくことがいかどうかわかりませんが、この数字をしっかりと推移を見守

っていただきながら、事業を行っていたきたいなと思っております。

また、レセプトの電子化ということなんですけれども、国保連合会のサポートを受けてということもご答弁いただきましたけれども、私は、これは本当にいろいろな可能性を秘めているんだろうなと思っております。データヘルス化計画といったものもやはり、レセプトの電子化が基本になるのかなと思っておりますし、やはり、そのことを踏まえて今後、来るべき2025年以降の社会に向けて、さまざまな可能性が出てくるんだろうなと思っておりますので、ぜひまた課内でも、いろいろと議論を深めていただきたいなと思います。

それから、セルフ健康チェックサービスなんですけれども、今のことをお聞かせいただきますと、確かに利便性の高いといえますか、スマホで申し込んで、自宅で検査をして、またスマホで結果を確認できるということで、確かに利便性は高いのかなと思っております。ただ肝心なのは、40歳未満の方が、まずは自分の健康、自分の体というものに関心に向けるということなんだろうと思っておりますので、その啓発につきましては、しっかり引き続き行っていたきたいと、それによって初めて、その便利なサービスが功を奏するんだろうなと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

平成29年度の運営方針を見てみますと、平成30年度からの広域化といったものを見据えて、保険財政の運営についても健全化していくんだという方向性が示されています。

その一方で、市民生活を考えて、今回

は保険料を据え置くんだということをおっしゃっておられる。ということは、繰り入れということについても、平成29年度については、従前どおり行くという方向なんだろうと思っております。

それはそれとして、私も是としたいと思っておりますけれども、広域化になった、その先ですよ。その中でも、やはり担当課として、1人1人の市民の健康ということに対して、どのようにアプローチできるのかということについて、しっかりと、また課内でも協議を重ねて、より効果のある事業を展開していただきたいと、要望を申し上げまして、終わらせていただきます。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問は終わりました。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、何点かだけちょっと質問させていただきたいと思っております。

まず、総論といえますか、国保の置かれている環境について、どんなふうに分けられているかということについて、ちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

今、景気が摂津市内でどんなふうに作用しているのかという1つの見方です。1つは財政の総務のほうで市税収入がどれほどになっているかということが1つの指標としてあると思うんですが、一方で、今回の国保の中で、加入者が減っていきますという、そういう意味においてはこれは恐らく、景気がよくなって、現役世代の入っていらっしゃる方が会社勤めとかされるということになって、社会保険に移行されていくということ

も、その要因の1つなんだろうと思うんですけど、そういうことも踏まえて、それから例えば、出産育児一時金なんかも減額をされているということも、そういう現役世代が減っていくということが見られると思うんですけども、そういう景気の状態とか、経済の動きとかと合わせて、この国保の歳入のあたりはどんな環境に、今、置かれていると見られて、この試算をされているのかということが1点です。

それから、少し先のこと。今、広域化の話もすぐ出てきますけども、今の団塊世代の方が大体67歳ぐらい、2025年問題に向けて、刻々と年齢を重ねていかれるという状況の中で、これが非常に大変だという要因が1つあって。

それから、もう1つは、最近の話題としては、高額医薬品の話があります。オプジーボがちょっと値下げをされたようですけども、オプジーボだけじゃなくて、ほかにも高額医薬品が登場してきているということで、増額されている部分もありますし、そういうちょっと先を見通した段階では、どんなふう to 今後、国保が置かれていくことになるのかということを全体としてイメージをしておきたいと思うので、そのことについてご答弁いただきたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 国保の置かれている環境というご質問でございます。確かに委員がおっしゃいますように、国保加入者が年々減少してきております。景気の回復もございますが、昨年には、社会保険の適用が拡大されるといった部分で社保に移っていかれると。ますます、現役世代が国保から抜けていかれると

いう状況となっております。

そんな中、歳入の構造につきましても、かなりの変動が生じてきております。団塊世代の方を含む65歳以上の方につきましても、前期高齢者交付金という形で、国保と被用者保険との財源調整というものがございます。

こういった部分で、どうしても国保につきましても、前期高齢者の人数が多いということで、被用者保険側は国保へ抛出する。前期高齢者納付金として支払う。国保につきましても、交付金としていただくという形になっております。

前期高齢者交付金の歳入における部分というのが、かなり膨らんできております。なかなか保険料だけでは、運営が厳しいので、前期高齢者交付金、そういった国、府だけでなく、被用者保険側からの歳入で、国保が賄われているという状況となっています。

また、昨年度から高額医薬品の影響というのが、これは国保のみならず、被用者保険にも関係してまいります。非常に医療保険制度に影響を及ぼす状況となっております。

こういった中で、やはり財政の安定化という部分が非常に求められてくるわけですが、そういった部分で、広域化というのが1つ、国において、平成30年度から運営が都道府県でやるという形で、法律が改正されたところでございます。

今後につきましても、やはり2025年問題というところで、団塊の世代の方が75歳に移られるといった中で、国保については今後、後期高齢者の支援金というのかなり支援していかないとはいけません。そういった部分も増加してま

いますので、やはり市町村単位での運営は厳しくなってくるのではないかなと思います。

そういった中で、平成30年度に向かまして、本市においても、被保険者の影響等を考えながら、運営をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 藤浦委員の質問が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 そうしましたら、まず、補正の6ページ、歳入で繰越金というのが組まれております。これが合わせて1億2,264万7,000円となると思うんですけども、2015年度の黒字が繰越金という形で入ってきているのかなと思うんですけども、赤字の場合は、6月ぐらいに補正予算を組まれて、繰り上げ充用という形で、前年度の赤字がこれだけというのが、そのままはつきりわかる形で入ってきてたと思うんですけども、黒字の部分と、この繰越金の関連、ちょっと教えていただけたらと思います。

それから、平成29年度予算書ですけども、前期高齢者交付金は、これが減っています。前期高齢者納付金はふえています。前期高齢者交付金は、前期高齢者の加入数が少ないから減っているのかなというのはわかるんですけども、結構な感じで前期高齢者納付金がふえていたと思うんです。ちょっとここが今までよりも数字が違う気がしますので、理由を教えていただけたらなと思います。前期高齢者交付金、7ページで出てきますね。前期高齢者納付金は8ページで出ています。

それから、先ほども質問が出ておりましたけれども、12ページの事業助成補助金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、システム改修費、平成30年度の都道府県化に向けてということでした。大阪府は、都道府県化にとどまらず、全国にない大阪府内統一化というのをしようとしているわけです。保険料率だけに限らず、減免制度やいろんなものを統一化しようとしています。

先日、粗い試算が大阪府から出されました。摂津市は、1人当たり保険料で1万7,774円の値上げということに、その粗い試算では、なっておりました。

大阪府下から、1人当たりでいきますと、現在、高いほうから24番目、43自治体中、市町村中24番目だと思うんですけど、この粗い試算で平成30年度どうなるかという予測だと思うんですけど、13番目にはね上がるんです。

1万7,774円は、法定外繰り入れをやめることで7,743円、府内平準化として1万31円と、試算が出ていたと思いますけれども、この1万7,774円というのは、到底、市民にとっては払い切れない額だと思うんですが、それについて、どうお考えか、お聞きをいたします。

以上です。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、増永委員のご質問にご答弁させていただきます。まず、補正の繰越金についてでございます。委員おっしゃるように、繰越金につきましては、平成27年度決算でご説明させていただきましたが、1億6,852万6,483円を黒字として計上させていただいたところでございます。

その中で、返還金というものが、どうしても翌年度精算というものが出てまいりますので、そういった財源として、今回、黒字のうち繰越金として補正を上げさせていただいたものでございます。

今回の前に、2号補正のときにも高額療養費の増加と、高額共同事業拠出金の増という部分で5,608万5,000円、一度補正させていただいて、今回、過年度分の返還金の財源として6,656万2千円上げさせていただいたところでございます。

結果として、補正後としましては、繰越金というか、黒字の残としましては4,587万9,000円という形になってまいります。

また、前期高齢者の交付金と納付金の部分でございます。前期高齢者交付金につきましては、被保険者数等の影響もございまして、それによって変動が出ております。

交付金につきましては、3.6%の減でございますが、これは被保険者数の減少という部分と、こちらにつきましても過年度精算、2年後の精算というものがございまして、平成27年度に概算でいただいております分が、実は平成27年度もらい過ぎてたということで、平成29年度の歳入で、その分を差し引かれた形で、そういった部分も減の要因となっております。

一方で、納付金が、こちらは前年度に比べて370万ほど伸びております。こちらにつきましては、基本的には、前期高齢者の割合が高いので、納付金は普通払わないという仕組みになっているんですけども、今回、負担調整額というものが、それだけがかかってまいります。負

担調整額と申しますのが、他制度への支援が著しく負担過多な額を、全保険者で薄く広く負担する仕組みというものとなっております。被用者保険が、どうしても交付金を負担する形になりますので、それが余りにも多い場合に、調整額として、国保も負担するという形で、前期高齢者の割合がふえてきたという部分で、この辺が納付金として発生した要因と考えております。

最後に、試算結果を受けて、保険料が市民にとって、かなり負担がふえるという部分でございます。確かに、2月に府から試算結果が示されまして、本市では、かなりの増という形で示されております。

そんな中でございますが、今回の試算につきましては、新制度に合わせて行われる財政支援の拡充は含まないで、試算をされておりますので、この額をもって、平成30年度の保険料を直接的に示すものではないといたしております。

今後、国の公費拡充部分も加味した中で、試算の精査がされていくこととなってまいりますので、大阪府におきましても、この新制度に向けた保険料の負担のあり方や、激変緩和といった検討を行うための試算ということになっておりますので、本市におきましても、試算結果の検証を進める中で、被保険者への負担が、どのようにして緩和できるか、今後、検討してまいりたいと考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 繰り越しの合計と黒字額とが違うということですよ。それが、繰り越しの黒字の残が4,587万9,000円とおっしゃいましたかね。今、繰越金として特別会計の中に入れら

れた以外に、それがああるということですよ。これは、どこにあるんですか。何か、ちゃんと見える形で、私たちにもわかりやすい形で示していただけるとありがたいなと思うんです。繰り上げ充用を見れば、前の赤というのがこれだけあるというのがわかるわけですが、どこをどう見たら、2015年度の黒字がどんなふうになっているのかが、ちょっとわかりにくいなと思っているので、さらに説明をいただきたいと思います。

それから、前期高齢者の納付金、これは、余りにも国保の中の前期高齢者がふえているので、社保からそれを全部負担してもらおうのは余りにもなので、国保ももうちょっと負担しましょうという話なんです。ということは、これから、それは続いていく。しかも、その割合、もしかしたら上がっていくということになるのか。今はすごくわずかな金額なので、社保もやはり負担がふえるばかりでは困るということは、社保の側からいろいろ意見が出てきているということは耳にもしてます。ちょっと今後のことについても、聞かせてもらえたらなと思います。

それから、大阪府が行った粗い試算について、これは摂津市がすごい増額になるということについては認識をされているということやと思います。国が言っている財政支援1,700億円投入するという話だと思うんですが、以前にもまず最初の1,700億円として、軽減のために繰り入れると、国が言っている金額があると思うんですが、たしかそれによって、国保加入者1人当たり5,000円の引き下げが可能だということを国は言ったと思うんです。

実際には、摂津市の場合、そのときに値上げをかぶせたので、5,000円の引き下げにはならなかったわけですが、今度の1,700億円、これが一体どれぐらい1人当たりの引き下げになると思われているのか、お聞きしたいと思います。

今度の繰入金というのは、必ずしも全額軽減のためのお金として、保険者のところに入ってくるわけではなくて、基金をつくったりであるとか、それからいろいろ調整をするお金として、頑張っているところにはたくさんあげるけど、そうでないところは減らすよとか、いろいろそういう、大阪府が握るのか、国が握るのか、調整をするお金としても考えられているとも聞いております。

これが入ったから、この1人当たり1万7,774円がぐっと下がるとは、私には思えない。仮に5,000円下がるとしても、1万2,000円以上のアップになるわけですよ。その辺の見通し、お聞かせいただきたいと思います。

激変緩和、もちろんいきなり上がったら困るんですが、じゃあじわじわと上がったらいいかという、真綿で首をしめられるというもので、結局上がっていったら、払い切れなくなるんです。激変緩和をするからいいんだという考え方は、違うのではないかなと言わせていただきます。

府が出してきた粗い試算は、これ、医療費の伸び率が4.1%で計算されていると思います。先ほど摂津市の1人当たり医療費の伸びは23.1%と言われたかね。たしか森西委員の質問で、そういう数字を出してはったんじゃないかなと思うんですが、もし違

ったら言ってくださいね。

この前いただいた資料では、大阪府がつくっている医療費の伸びは、平成26年から平成28年の平均に4.1%増しというのをを出していたと思うんですけどもです。

新たな国保制度における市町村標準保険料率の仮試算結果について、概要、資料1のところの真ん中辺、左側に大阪府内の国保の状況ということで、書いていると思うんですけども、この医療費の伸びというものが、摂津市の場合と一体どうなのか。

摂津市は、1人当たりの医療費、確かに伸びるとは試算されていると思うんですけども、でも伸び率というところでは、大きくぐっとはね上がる試算ではないのではないかと私は思っています。保険給付費が今回、予算がぐっと下がりました。確かに加入者数というのも下がっていると思うんですけども、1人当たりの保険料があんまりむちゃくちゃなはね上がり方をしない計算をしてはるんじゃないのかなと思って見てるところなんですけれども、大阪府の保険料の伸び率というのがあって、今度の粗い試算というのは出てくるわけです。

この医療費の伸び率が低ければ、保険料もそんなに大きく上がらない。医療費の伸びを高く見込むと、もちろん高く金額もなるわけですね。これを誰がどれだけにするかというのは、大阪府が主導で進めるワーキンググループ、大阪府の国民健康保険運営協議会とかに諮られるんだろうと思うんですけども、市町村として、意見を言うというような場はもしかしてあるのかもしれないですけ

れども、決定権は大阪府にあるということになると思うんです。そういうことになっていくと、そのさじかげんで、どんどん金額が変わっていく、そういうことをお任せにしてしまって、果たしていいのかなと。

この前、大阪社会保障推進協議会で、大阪府の国保の総括主査に来てもらって、学習会をしたんです。そのときにいろいろと説明をしてくださってたんですけど、そこでは通常いくらにするかというのは、これから考えていますという話もされていました。

それから収納率、これも今は割と、とりやすい収納率で設定をしているけれども、果たしてそれでいいのかどうかと、収納率を低くすれば、保険料は高くなる。けれども、収納率を高い設定にすると、保険料は安くなるけど、その分、市町村にとってはきつくなると。どっちがいいのか、みたいな話をそれもされていました。

こういうさまざまなことで、数字というのは変わっていく、統一料率になるということは、そのどれを選ぶのかというのが市町村ではもう自分のところで選ぶということができなくなるわけです。

そういうことを任せてしまって、本当にいいのか。摂津市が、先ほどから健康増進の話をいろいろされています。一生懸命、健康の問題に取り組んで、医療費の伸び率を摂津市として低くしたということがあったとしても、それは大阪府下全体が、はい、これだけですよという伸び率をぼんと出されたら、もうそれに合わせて保険料は決まってくるわけですね。

摂津市が一生懸命努力をしても、やは

り大きい大阪市だとか、そういうところの流れにどうしてもなってしまうということになって、職員の方のインセンティブも働かないでしょうし、市民にとっては、そんなに医療費が伸びてないのに高い保険料がかかってくるということにもつながると思うんです。

この辺の問題について、どう思ってるのかわかるのか、お聞きをしたいと思います。2問目は以上です。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、2回目のご質問にご答弁させていただきます。まず、繰越金の部分でございます。委員がご指摘のとおり、黒字の額と、今回補正で上げさせていただいた繰り越しの額が合わないという部分でございます。

こちらにつきましては、先ほども申しましたとおり、平成28年度の補正においての不足額の財源として、その分として計上させていただいた形となっております。金額につきましては、一旦、前年度繰越金という形で、平成28年度に歳入の調定はさせていただいたところでございますが、最終的に、この額が何ぼ残るかという部分につきましては、平成28年度の決算において、またご報告をさせていただきたいと考えております。

続いて、前期納付金の部分でございます。今後、納付金がふえ続けていくのかというお問い合わせでございます。私どもも、非常にこれまでにない大きな伸びとなっており、驚いているところでございます。

先ほども申しましたとおり、前期高齢者という65歳から74歳の方の割合はどんどんふえていきますので、こうい

ったところの財源調整という部分はふえていくのではないかなと。そういった中では、先ほどの負担調整額という部分も、国保のほうとして出てくるのではないかなと考えております。

続いて、広域化の部分でございます。まず、1,700億円の影響というところでございます。ここにつきましては、国でも示しておりますが、低所得者対策の強化という形で1,700億円の投入が新たに平成27年度から行われたところでございます。

平成30年度からにつきましては、国保改革に伴う財政基盤の強化というところで更に1,700億円を投入されると聞いております。財政安定化基金の部分につきましては、この1,700億円とは別ということをお聞きしておりますので、この1,700億円につきましては国保の財政基盤の強化に使われるものと考えております。

その中で、この割り振りとか、どれだけの効果があるのかという部分でございますが、この辺につきましては国が今後考え方を整理した中で、次の試算のところでは、どういう形で配分するかというのを示してまいりますので、その時点では、ある程度、見えてくるのかなと考えております。

医療費の伸びにつきましてのお問い合わせでございます。試算では、確かに4.1%の伸びということで試算をされております。ちなみに、本市では、医療費の伸びというのは3.0%で平成29年度の予算を組んでおります。

平成27年度、平成28年度、本市も高額医薬品の影響ということで、これまでもいろいろお話しさせていただいた

ところでございますが、どちらかといいますと、本市よりも高額医薬品の影響は他市のほうが非常に大きいと。12月の補正のときにも、高額共同事業の拠出金の増額補正をさせていただいたんですけども、逆に、歳入の交付金というところは、当初の見込みぐらの金額となっております。他市の伸びというところが、この4.1%に引っ張られているのではないかなと考えております。

しかしながら、本市におきましても、医療費の伸びを実績のベースで見ますと、5%、6%伸びている年もありましたので、なかなか読みにくい部分ではございますので、今後、引き続き、この辺につきましては、しっかりと精査してまいりたいと考えております。

あと、収納率の部分でございます。収納率につきましても、府では過去3か年の平均とか、3年のうちの一番高い収納率を使うとか、そういったところで検討がいろいろされているところでございます。

本市におきましても、やはり料率が上がってしまうと、今までの収納率をなかなか維持するのが厳しいというところで、そういったところもしっかりと考えて設定していただくように、これまでも大阪府に要望していたところでございます。

以上でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 繰越金は決算ごとではっきりするというようなお話だったと思うんですけど、通年わかるようにしてもらえるとありがたいなと思ったりはしています。これは要望です。

まだ繰り越しの残があるわけですか

ら、ぜひそれを保険料の値下げに使っていただくことを要望しておきます。

それから、納付金が負担調整額ということでふえたという部分、これからも何かいろいろあるのかなと、ちょっと不安になっておりますけれども、本来は国がしっかりと財源を確保すべきで、社保からってこようという考え方が間違っているのではないかなと、それは社会保険の方々もどんどん保険料が上がるといのは非常におかしな話なので、国保にちゃんと財政を入れろということで、国にもご要望をお願いしたいと思えます。

それから、粗い試算は摂津市の実態と、いろいろと離れているということがわかりました。3.0の伸び率で予算を組まれている。大阪府の試算は4.1%の伸び率ということで、非常に高い伸びをしている。そしたら、保険料ももちろん引き上がるという話です。

こういうことはこれから先々、今はまだこうやって、ここで議論ができるんですけども、本当に大阪府がどんどん決めていく状況で、ずっと進んでいくことになる、本当に私たちの手の届かないところで決まっていくということになります。ぜひとも、しっかりと都道府県化と大阪府内統一化は別物ですので、ちゃんと意見を言ってもらいたいと思うんです。

その学習会に来てはった総括主査、この方が1年前にも同じ学習会で話をしてはったんですけど、そのときは、府内統一化には必ず従ってもらう的な言い方を非常にしてはったらしいんですが、ちょっとこの前は物言いが変わってきてはりまして、反対されている市町村も

あるとか、市町村の繰り入れを府がやめさせることはできないとか、それから保険料決定は市町村権限であるとか、こういうことを私たちの前で、一般市民の前で、大阪府の主査は言われたんです。運営方針を尊重していただくよう、要請はするとは言うてはるんですけども、非常にこれは昨年度と様子が違うということで、後でそういう大阪社会保障推進協議会の事務局の方が言うてはりました。

市民の運動とともに、市町村から出される意見が、やっぱり大阪府を変えていっていると思いますので、佐賀県は市町村に反対されて統一料率をやめました。大阪府も、頑張れば考えを変えるということになると思いますし、大阪府が変えなくても、本来、市町村に権限は法律的にはしっかりあるわけですから、まず府内統一化にしっかり反対をしていただいて、大阪府が言うことを聞けへんでも、摂津市民は摂津市が守ると、法律にのっとって市町村で料率をきっちり決めるということをやっていたきたいと思います。

ぜひ大阪府に、これからもご意見を言っていていただきたいと思うんですが、最後にそのことだけご質問します。

部長、お願いします。

○上村高義委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 それでは、私の方からご答弁をさせていただきたいと思います。思い起こしますと平成21年に国保年金課長を拝命いたしまして、当時、過去最高の7億8,500万円の累積赤字を抱えておりました。

その中で、いろんな取り組みをしてまいりました。当時、収納率84%台かで

ございました。5年ぐらいかけて90%ぐらいに到達して、今、90%ちょっと超えているぐらいになっています。

その中でもいろんな取り組みをさせていただいて、先ほどご質問のあった納付コールセンターですとか、大阪府下で初めてペイジーを導入させていただいたり、いろんな取り組みをする中で、何とか1億6,000万円の黒字というところまでこぎつけたところでございます。

先ほどのご質問にありましたように、摂津市の努力した分が全く反映されなくなるということが、職員のインセンティブにも影響してくるのではないかとおっしゃっていただいたのは、まさしくそのとおりだと思います。

今回の都道府県化によって、北摂がかなり厳しいことになっているというのは事実です。我々も、北摂の国保研究会というのがあるんですけども、北摂でもたびたび議論はさせていただいてまして、大阪府に対しても、要望していくところはきちんと要望していこうということは申し上げてます。

医療費については、都道府県化された場合でも、我々北摂が押しなべて1人当たりの医療費が高いという状況ですので、これは有利に働くんですよと、大阪府からも言われている状況なんですけれども、何せ国保世帯の所得が高いものですから、これは不利益に働くというようなことがあります。

また、収納率についても、これまでのいろんな努力してきた分が埋もれてしまうというようなことにもなっています。そういったこともありまして、我々も要望していくところはしっかり

と要望していく。大阪府にも、上から指図する、こう言うたら語弊があるかもしれませんが、上からではなくて、市町村と一緒に、国保運営というものをよくしていこうという姿勢で、国保運営に携わっていただきたいと思います。私たちとしましては、今後も一生懸命要望して、少しでもよい国保をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 ぜひ、頑張ってください。

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。次に、議案第8号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者の問題について、質問をさせていただきます。

後期高齢者の医療制度については、現役並み所得の人が3割負担になって、すごく高くなったわけですが、この現役並み所得の人自体は非常に低下傾向にあります。国は、今、それ以外の方は1割負担なわけですが、2割負担を導入しようとするなど、さまざまな改悪を考えています。

それと、特例軽減の廃止ということも考えられています。健保の被扶養者だった9割軽減の人は、5倍から10倍に保険料がはね上がることになってしまいます。この問題について、どうお考えか、1つお聞きします。

それと、もう1つは、平成28年3月31日に、厚生労働省から、都道府県宛てですが、通知がありまして、国民健康保険の一部負担金減免制度、これに

ついて、生活保護の基準を持ってきてやっているわけですが、その生活保護の基準が3年間かけて低く繰り下げられてきたと。

国民健康保険の一部負担金の制度も、それと倣ってしまうと小さくなってしまいますので、1.0倍から1.1倍にしないという通知が出ていると思うんですけど、それを徹底してくださいねと出ております。

これが、後期高齢者の医療保険制度の中にも一部負担金減免があると思うんですが、ここにも適用を、もちろん摂津市がやるわけではないので、広域連合ですけれども、されているのかどうかということです。

それと、これは生活と健康を守る会というところの全国組織が、厚生労働省と交渉をした中で、この生活保護基準の方というのは、前年度はそれなりの所得があったけれども、ぐっと落ちて、そうなったことを指すのか、それとも例年低い金額で来ている、年金者ですから普通はそうだと思うんですけど、そういう方も、この一部負担金減免の対象になるのか、ということについて質問したところ、厚生労働省の考えとしては、ずっと低い人も対象になると思っていると。

ただ、それを適用するか、どうするかというのは、その自治体が判断することなので、言っているらしいんですけど、広域連合で、ずっと低所得という人について、一部負担金減免については、どういう考えなのかお尋ねしたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、特例軽減の廃止のご質問についてでございます。

す。特例軽減の廃止につきまして、保険料の軽減措置は、制度の発足と同時に激減緩和措置として実施されてきたところでございます。

しかしながら、制度の持続性を高めるため、また、世代間、世代内の負担の公平性を図るため、負担能力に応じた負担を求める観点から、見直しが必要とされ、今回、旧被扶養者の方について、改正が決定されたものでございます。

旧被扶養者である、もともと社会保険の扶養であった方につきましては、後期高齢に移行することによって保険料が発生しますので、法令どおりであれば、所得割がかからず、均等割を5割軽減する、2年間、法令上の軽減措置となっておりましたが、特例として所得割なしの9割軽減、期間の制限もなく9割を軽減するというのが、これまで継続されて、特例として措置されていたものでございます。

今回、第1段階として、9割軽減の部分について、7割の軽減という形でされて、第2段階において、平成30年度のみですが、今度は5割の軽減という形で、段階的な対応という見直しとなったものでございます。ここにつきましては、冒頭申しましたとおり、世代間、世代内の負担の公平という部分を考えますと、一定ご負担はいただかないといけないものと考えております。

続きまして、一部負担金減免についてのお問いでございます。一部負担金の減免につきましては、後期高齢者医療広域連合にも、この平成28年3月31日の通知が届いているのかというお問いをさせていただいたところでございます。後期高齢者医療広域連合にも届いてい

るということで、お伺いはしたところでございます。

しかしながら、後期高齢者医療広域連合のほうでは、条例施行規則では、1.1倍ではなく、これまでどおり1倍という形でなっているところでございます。

対象につきましては、後期高齢者医療広域連合の条例施行規則に基づいて、一部負担金減免が運用されているところでございますが、一部負担金の免除の対象につきましては、国の法令で災害、その他、厚生労働省で定める特別な事情がある被保険者であって、一部負担金を支払うことが困難であるという形で決められております。

その中で、施行規則において、特別な事情としましては、被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅・家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと、ということで、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、もしくは心身に重大な障害を受け、または長期間入院したこと、その他これらに類する事由があること、一部負担金の支払いが困難であるという要件となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 特例軽減を廃止されていくと、やはり今、年金がどんどん減っていく中で、介護保険料もどんどん上がってますし、本当に苦しいという声も聞いています。

ぜひ国にも、きちんと実態を見て、まず後期高齢者だけをまとめて医療制度と別物にしたということ自体がおかしいと思っておりますので、後期高齢者医療制度そのものの見直しも一緒に声を上げていただきたいと思います。

それから、一部負担金ですけれども、後期高齢者医療広域連合では、やはり1.0倍だということです。通知がぜひ出ていることです。1.1倍に引き上げてもらうように、これも声を上げていただきたいと思います。

それから、災害やそういうことがあったときというのは、それはもう当たり前やと思うんですけれども、やはりずっと毎年、年金が少なくて苦しいということは十分病院にかかれない理由になりますので、高齢者の方が病院にかかれないという状態をつくらないために、ぜひとも一部負担金免除の制度を、医療費の窓口負担が減免される制度を、これを後期高齢者医療広域連合でもしっかり活用していただきたいと思います。

摂津市の同じ市民でありながら、74歳までは、この一部負担金減免で病院にかかれるのに、75歳になったらかかれないという矛盾が今あると思うんです。ぜひ声を上げていただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時07分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第7号、議案第14号及び議案第26号の審査を行います。本3件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 それでは、議案第7号。

まず、歳入ですけれども、介護保険料です。

前年度から本年度で、2,150万9,

000円増ということですが、その見込みといいますか、対象が増になったからだとは思いますが、その点、教えていただきたいと思います。

歳入のほうは、概要をお願いします。

188ページですが、大阪府の地域医療介護総合確保基金事業補助金ということで、これは地域密着型サービス事業所の開設準備費助成ということになっておりますけれども、これがかなりの大幅増という形になってます。これは、昨年が3,758万9,000円だったと思いますが、平成29年度が2億2,260万6,000円ということです。この中身を教えていただきたいと思います。

続いてその下、介護保険システム改修委託料ですけれども、これも昨年在205万9,000円でしたけれども、ことは1,908万4,000円と昨年度から大幅に増になっています。この増の中身を教えてくださいませんか。

192ページ。介護予防・生活支援サービス事業ですけれども、この中身を教えてください。

この中の事業負担金ですかね。これがかなりと増となっていると思いますが、教えてください。

194ページですけれども、地域リハビリテーション活動支援事業です。このリハビリテーション専門職による介護予防活動への支援ということですが、中身について教えてください。

同じく194ページですけれども、生活支援体制整備事業です。これは、新規ということになってますが、中身を具体的に教えてください。

す。

福祉用具・住宅改修支援事業ですけれども、これは福祉用具住宅改修支援の補助金で20万円ということです。住宅改修理由書の作成料ということですから、具体的に中身を教えていただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 森西委員のご質問に関してのご答弁をさせていただきます。

まず、歳入として介護保険料が2,150万9,000円ふえているということなんですけれども、ご質問にあったように対象者の純粋な増ということで、340人増で2万1,311人を見込んでいる状況でございます。

次に、大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金に関してなんですけれども、今回、この事業は、地域密着型施設の整備及び開設準備に係る大阪府の補助金ということになっておりまして、国が3分の2、大阪府が3分の1で、府を通じての補助金を市町村に交付する事業になっております。

このたび、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護、あと地域密着型介護老人福祉施設です。その3施設を計画上整備する必要があるということでございますので、今回、この補助金の整備と開設準備金に関する予算を上げさせていただいております。

次に、介護保険のシステム改修の委託料に関しまして、非常に大幅にふえておるとのことなんですけれども、平成30年度が介護保険料等の改正の時期になっておりまして、それに合わせて見込

まれる報酬改定や利用者負担の見直し、給付等の見直し等、あと限度額や高額介護サービス費用の利用等の所得指標の見直し等がございますので、今回、大幅にシステム改修の費用がかかわっているという状況でございます。

歳出の介護予防の件でございますが、介護予防に関しましては、総合事業に関しまして今回、予算の計上を上げさせていただいておる関係で、大幅に変わっております。

総合事業に関しましては、まず、ホームヘルプのサービスの要支援の方に関しましてのサービスが、総合事業に移っていくということとデイサービスの要支援の方に関しての分が移っていきますので、それに関して、介護予防事業としての事業負担ということで上げさせていただいておる状況でございます。

次に、地域リハビリテーション活動支援事業ということでございますが、つどい場にリハビリ専門職の方を派遣させていただく事業でございまして、今、保健センターの専門職の方を月に2回、つどい場に行っていただく予定をしております。また、要支援の方に関してのケアプランの作成上、もしリハビリ専門職の方がアドバイスを必要とする場合、アドバイスしていただくようにということのその2つの事業に関する新規の事業ということになっております。

それと3点目の生活支援体制整備事業ですが、これも総合事業に関する事業でございまして、今回、訪問型サービスAの従事者の養成の必要がございますので、その研修の講師謝礼の費用と実際に研修に当たってのテキスト等が必要でございますので、その事業の内容を

上げさせていただいております。

あと、福祉用具の住宅の分として20万円上がっている内容に関しては、実際、住宅改修を包括支援センターや居宅サービスの事業所の方に、住宅改修が必要ですということを書いていただく書類があるんですけれども、それに関して実はケアプランが作成されておりましたら介護報酬として入ってくるんですが、ケアプランの作成がなく住宅の改修だけというケースがございまして、それに関しては全く報酬がない形で実情としては行われていることもございまして、それはどうなのかなということで近隣北摂各市は、摂津市と茨木市以外は、もう既にそういう形でお支払いしていただいていることから、今回、理由書の作成分として2,000円ということで、ケアプランのない形ということでございますので100件を見込ませていただいて、計上させていただいております。

以上です。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 歳入の件に関しましては、対象者が増ということでありまして、これは平成30年度にシステムの改修といいますか、介護保険料金も改定ということでもありますけれども、平成30年度におきまして、どの程度というか、今後どういうふう考えておられるのか、料金を教えていただきたいと思います。

大阪府の地域医療介護総合確保基金事業の件ですけれども、3施設が計画ということでもありますけれども、今までさまざまな施設を準備といいますか、していただきたいと思いますということで動いておったと思うんですけれども、なかなかして

いただけないところがないということが現状であったと思いますけれども、これ計画でということでもありますけれども、具体的に平成29年度に補助金をということであるわけですね。一応、計画で進めるようになっているからという形で数字を上げてるのか、具体的に開設をということでの補助金であるのか。教えていただきたいと思いますし、本市の中で計画の中で、まだ進めなければならぬという部分が施設としてあるのか、サービスとしてあるのか教えていただきたいと思います。

介護予防生活支援サービス事業の件ですけれども、この当初予算の主要事業の一覧の中では、ここが介護予防の生活支援サービス事業で訪問型サービスA及び通所型サービスCを実施するということになっております。今ご説明をいただいたんですけれども、ちょっとわからないのが訪問型サービスA及び通所型サービスCというのが、具体的にどう違うものなのかというのがわからないもので、教えていただけたらと思います。

続いて、地域リハビリテーション活動支援の件ですけれども、この中でつどい場をとるところと先ほちょっと通所サービスだということところがちょっと私ごっちゃになってまして、その点ちょっと改めてお聞きをしたいと思います。

生活支援体制整備事業の中身については、わかりました。

福祉用具の住宅改修の支援事業に関しても中身はわかりまして、この部分に関しては今後、今ご説明をいただいたんですけれども、もう少しふえていくといえますか、この辺の住宅改修の理由書作

成をということがふえていくものなのか将来の見込みについてどう考えておられるのかお聞かせいただきたいと思いますし、今まで例えば工事業業者等が工事をされて、その中でまた工事業業者でも、例えばそういう部分をつくられたりということがあったのかなとは思いますが、またそれとは違うのか教えていただきたいと思います。工事業業者が、例えば申請を本人に変わってしたりとか、そういうことがあって、それにかわるものなのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 今後、介護の保険料に関して、どのようになっていくのかということですが、高齢者の介護の人数は、団塊の世代の人が一定65歳以上になっておる状況でございますので、65歳以上の人数自身の全体像の人数は余りふえてはいかないのではないかなとは思っております。

ただ、団塊の世代の人が、75歳に向かってきますので、後期高齢の伸び率を過去3年間見てますと大体7%ぐらいなんですけれど、これがふえていくのではないかなと。実際75歳以上の方が非常に介護保険の認定を要支援1・2を除くと受けられておりまして、サービスを必要とされるという状況を考えますと2025年問題で包括ケアシステムをつくっていくということになるんですけれども、サービス基盤と保険料の一定その関係がありますので、できましたら後期高齢の伸び率の範囲内で保険料を納めていけたら一番いいのかなと。そうすると予防の事業を一定進めることで効果があるのではないかなと思ってお

ります。具体的にどれぐらい伸びるのかということをお伝えするのは難しいんですけれども、目標としては、そういうところが目標になっていくのではないのかと考えております。

2点目として、府の整備補助金ですけど、具体的にどうなのかということでございますが、去年の12月、この3施設の公募をさせていただいたところ、今のところ認知症の対応型共同生活介護と看護小規模多機能型施設に1事業所ずつ応募をいただいておりますが、地域密着型の介護老人福祉施設に関しては、応募がなかったという状況でございます。そのため、地域密着型の介護老人福祉施設に関しましては、再度、募集を行っていきたいと考えておる状況でございます。

そのサービス基盤に関してどうなのかということですが、この地域密着型老人介護福祉施設ですが、今回、申し込みがなかったということで、また再度、募集をさせていただく予定はしておるんですけれども、これは前期である第5期からの積み残しの課題ということになっておりまして、森西委員のおっしゃるように、なかなかサービスを必要とはしているんですけれども、事業として安威川以北ということで募集している状況がございますので、応募に至っていないということでございます。現在第6期で、第7期に向けてもう少し広い範囲で募集を考えていく。地域密着型サービスといいますのは、対象は市民ということでございまして、規模も例えば小規模の介護老人福祉施設でしたら29人以下ということで、事業的にもなかなか成り立ちにくいと。もちろん、待機者の

人数等を考えますと実際それ以上の方がおられますので、摂津市としては例えば平成29年4月時点では47名の方が必要な方が待機者としておられますので、施設としては必要性はあるのではないかなと思いますが、手を挙げていただくのが難しい事業なのかなという認識はございますので、もう少し広い範囲で考えていけたらなと思っております。

この介護予防の総合事業の新たな訪問型サービスAの事業と通所型サービスCの事業の中身ということでございますが、訪問型サービスAというのは、ヘルパーの資格をお持ちではない方が一定の研修を受けていただくことでできる家事援助等です。生活支援のサービスのみを対象としてできるサービスになっておりまして、この一定の研修というのを摂津市の場合は、大阪府のワーキングチームが作成していただいた要件の研修を対象としてカリキュラムとしてさせていただいております。

実際、サービスの中身に関しましては、老計第10号という、平成12年の厚生労働省の通知で出ておるんですけれども、その中の生活援助のサービスで、具体的にお話させていただきますと、例えば掃除とか、あとは洗濯等あと衣類の整理や買い物ということでございまして、身体に直接かかわる排せつ支援とか、そういうことは対象外ということになりますので、訪問型サービスAに関しましては、身体介護のサービスはできないということになっております。対象者も要支援の方のみということでございますので、要介護1以上の方に関しましては、訪問型サービスAは使えないということになっております。

通所型サービスCは、総合事業特有のサービスでございまして、リハビリの専門職の方が一定3か月もしくは6か月をめに訓練をすることで、よりリハビリを進めて、デイサービス要支援の方でしたら、ずっと行かれてる方も結構おられますので、短期で集中して行うことで、よりサービスとして効果を上げるということをして1つの目標としておるサービスでございます。ただ、先行してる市町村見させていただくと、なかなか通所型サービスC、事業としてうまく採算が合っていないところもございますので、今のところ、平成29年度に関しましては、保健センター1か所でさせていただく予定をしておる状況でございます。

地域リハビリテーション活動支援事業の中身でございますが、今回、つどい場として老人センター等を利用して、週に1回、体操等含めてしていただくんですけれども、そこに月2回を目安にリハビリ専門職の方に行っていただいて、65歳以上の一般高齢者の方もしくは軽度の要支援1・2程度の方に関して、体操を指導というか支援していただくことで、より地域のリハビリの継続的な支援ということを目安に考えておるということ、つどい場と一体のきっかけづくりを継続的にしていただく支援事業と考えておるところでございます。

最後に、福祉用具の件で、今後ふえるかどうかということでございますが、大体平成28年度に関しましても300件程度、住宅改修のサービスを提供させていただいております。住宅改修のサービス自身は、手すりや段差解消ということで、20万円を上限にするサービスでございますが、要支援1以上の方が利

用ということで、必ずケアマネジャー等なり包括支援センターの方が入っていただく必要がございますので、必要な手すり等、つける理由がないとなかなか必要性等が判断しづらいということもございますので先ほどもお話をさせていただいたその方の理由書をつけていただいております。

それで、そのまま介護保険のほかのサービス利用していただいていたらいんですけど、その住宅改修だけでもいいですという方も、それなりにおられますので、今回、予算として上げさせていただいたという状況でございます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 それでは、地域医療介護の総合確保基金の補助金の件ですけれども、今ご答弁いただいて地域密着の老人介護福祉施設が、今めどが立っていないということでもあります。これ安威川以北ということで、これはもう、前期からのことでありますから、今、大規模施設自身をつくらないということで、待機されてる方の待機の解消にということで小規模ということで出てきたと思うんですけれども、しかしながら小規模にしてもしていただけたところが事業所がないということでもあります。前期からの話でありますから、そしたら、摂津市内の中で、何か状況が変わったかというのと、やはり、なかなかそれは急に変わることはないと思うんですよね。そうすると、やはりそこには行政が何らか入っていかなければならないとか。もしくは、もう一つ考え方を変えていかなければ新たな事業所というところには至らないのかなとは思います。もう少し何か新たな考えとか、今まで実際に募集をしても

手を挙げるところがなかったというのは、どういうところがあって手を挙げられなかったのかそこを検証しなければ、それは解決しないとは思うんですけれども、その点、担当は、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

訪問型サービスA、通所型サービスCの件に関しては、ご答弁いただいて、もっと中身はいろいろとあるでしょうから、説明いただいてありがとうございます。

つどい場に関してですけれども、他の会計でもつどい場ということが出てご説明をいただいているんですけれども、実際につどい場が動いたときに、参加される方っていうのは、高齢者の方の例えばどういう方が参加をされてとか、ほかりハサロン、いきいきサロンとか、そういうサービスもあったり、同じように参加をされるのか、もしくは両方参加できないのか。その点、実際に流れとして、両方行けるのか片方しか行けないのかとか、ちょっとその辺教えていただけたらと思います。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 まず、1点目の地域密着型の特養のサービスが、前期のところからなかなか進まない状況ということで、前期の第5期のとき、安威川以南、安威川以北と計画をさせていただいたんです。安威川以南は、実際つくっていただいたんですけれども、なかなか安威川以北が現実的には難しくて、第6期に至っておるということで、担当といたしましては、第7期、次の計画も含めて、もちろん日常生活圏域になってくると安威川以南、安威川以北ということでは

ございますが、地域密着型のサービスや摂津市の広さ等を考えますと、摂津市全体として考えていくということも十分いいのではないのかなと思っております。やはり、規模が小規模で採算性の問題とか、先ほどもお話をさせていただいたように、地域密着で摂津市民だけということでございますので、もちろん、高齢者かがやきプラン審議会の中でご議論いただく内容ではございますが、担当課としては、広い範囲で考えていけたらなと、そういう方向性も1つではないかと考えておる状況でございます。

次に、つどい場の中で実際サロン等との違い等に関してなんですけれども、サロンは各校区福祉委員会が主体でしていただいております事業でございまして、非常に活発なところは週1回していただいておりますけれども、大体月1回のところとか、非常に幅があったりとか、同じ場所というところではなかったりということでございます。

ただ、つどい場は、週1回ということで、同じ場所ですでにいただくということでございますので、確かに対象者の方はほぼ同じような方が来ていただくことになる場合もございますが、介護予防を主体として先ほどもお話をさせていただいたように、リハビリの専門職の方を派遣させていただいたりとか、介護予防を視点にさせていただくということで、どちらも行っていただくということは構わないのではないかなと思っております。

あと、つどい場の今回、委託先として、場所等を選ばせていただいたのは、比較的サロン等がないような場所。大体、高齢者の方で、そのサロンの大体500メ

ートル、歩いて行ける範囲内をちょっと外れて、この地域なかなかないなという地域を1つ目安としてつくらせていただいた視点としてはございます。

ということで、つどい場とサロンとの違いというのは、週1回必ずその場所で行っておるということと、公募等で選ばせていただいた方にしているということとリハビリの専門職の方が行っているということと、少しサロンやリハサロンよりは、手厚い形になっておるのではないかなと考えておる状況でございます。

以上です。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 地域密着の老人介護福祉施設の件ですけれども、平成29年度も予算上げられて、前期からということでもありますけれども、団塊の世代の方が、これから後期高齢の世代に入ってくるということでもありますから、そういう施設というのが、恐らくこれだけでは不足なくなってくるということになってこようかと思うんです。将来を見据えた中では、この1つだけではなくて、この複数か所と、1か所つくっていただくということでさえ難しいのに、複数か所とか1か所では足りないということが、想像すると恐らくそうなるだろうと思うんです。ですから、そういうことも、ぜひとも考えていただいて、行政としてできる限りのことは、やはり検討していただいて、実際に困られる方は、摂津市民ですから、その点は十分に考えていただきたいと思います。

つどい場の件ですけれども、いきいきサロンとかリハサロンで問題になるとか課題が、やはりそこに行くまでの

利用者の交通手段といえますか。リハサロン、いきいきサロンが当初できたときには、車で地区福祉の方が、自家用車を出して車で迎えに行ってリハサロン、いきいきサロンの場所に連れてこられたというようなことがあって、事故があったときにと、保険の関係があって、それはやめてくださいということになったわけですね。

このつどい場も、その場所が、どこに設置をされたかによって、なかなか徒歩で行くこと自身が困難な方もおられると思うんですよね。いきいきサロンもリハサロンもそうですし、つどい場もそうだと思うんですけれども、どこに設置をされたかということによって、結局、本当に近くであれば、徒歩で行って参加できるんでしょうけど、今回はそういうことをなくすということでつどい場をつくられたということだと思いますけれども、そういうことであれば、やはりもっと身近に、これはつくって考えていかなければならないと思うんです。

ただ、そこにはつどい場で、今度は皆さんを見られる方が、たくさんおらなければ、していただける方がおらなければ、これもつどい場ができないわけですから、参加される方の立場と、それと運営をする立場とで、両方をうまくミックスして実施をしていかなければならないと思いますので、ぜひともその辺は、十分に考えていただいて、先ほども言いましたが、団塊の世代の方が、本当にもう後期高齢になって、介護が必要になってきたりという、そういう年齢に入ってきますので、健康で長生きをされるとは、いかにそういう生活スタイルが、ふだんからどう生活するかということに

なってくると思いますので、その点はぜひとも担当は、することもたくさんで大変でしょうけども、ぜひとも市民のためによりしくお願いしたいと思いますので、以上で質問終わります。

○上村高義委員長 ほかに。

嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 午前中も増永副委員長が訪問型サービスのことについて質問をされておられましたし、森西委員もいろいろと聞かれておられましたので、重複するところあるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まずは、歳入といたしまして、介護保険の準備基金からの繰入金でございます。

介護保険は、この3か年、基本的に計画をされて、保険料も設定をされていかれると。平成27年度、平成28年度、平成29年度が1つの年度ですよ。平成30年度は、また新たにということになってきます。そうやってきたときに、この繰入金を見ておりますと、平成28年度と比べてになりますけれども、平成29年度は相当に増額になってると。これは、今までの流れからいうと想定内だったのか。ちょっとそこら辺について、まず1点目お聞かせいただきたいと思っています。

それから、歳出。具体的なサービスにつきましては、先ほどからの議論に重複していくんですけれども、まず、介護予防生活支援サービス事業といたしまして、現行に加えて訪問型サービスAと通所型サービスCを今回実施をされるということです。まず、最初にお聞きしたいのは、なぜこの事業を選択された

のかということを一度お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、認知症の予防のことについてでございます。

一般介護予防事業として実施がされるわけなんですけれども、367万円の予算を使っておられるわけですね。具体的に認知症予防の体操と予防リーダーの養成ということで、この予算を使われるだろうと思いますけれども、具体的にどのようなことをされるのか少しお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど森西委員も聞かれておりますつどい場の話でございます。

私も代表質問でこの件につきまして、質問させていただきましたので、まずお聞かせいただきたいのは、今後、つどい場といったものを平成29年度から実施をされるわけなんですけれども、もっときめ細かく地域につどい場を開設していこうということでお考えなのかということについて1つお聞かせいただきたいと思います。

1回目以上でお願いいたします。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 今回、繰入金の考え方で増額ということなんですけど、ある程度3年目ということで、以前の基金等も計画にのっとってさせていただいており、額的には想定はしております。ただ、地域生活支援の総合事業がつどい場等も含めて、その2点目の質問にも関係するんですけれども、現行サービス等をそのまま実施した関係もございまして、ちょっと想定以上に一定ふやしている部分ということではございますので、その部分はふえておるのかなと考えております。増額になるのは計画どおりです

けれども、想定よりはふえた額となっております状況でございます。

あと、2点目のなぜ介護予防サービスの今のサービスを選択したのかということではございますが、総合事業のサービスで国は訪問型サービスでしたら、現行相当のサービスから訪問型サービスへ緩和した基準のサービスなり多様なサービスとして住民主体による訪問型サービスBや訪問型サービスCというリハビリのサービスと、移動支援の訪問型サービスDといろいろなメニューを一定出しておるんですけれども、まずは現行のヘルパー事業所等の現状を考えますと、今の現行のサービス等がやっぱり一定必要ではないのかなと。もともと国の基準等を考えますと認知症の方に関してや一定支援のいる方に関しては、訪問型サービスAは使えないですよということもおっしゃっておる状況から考えますと、やはり多様なサービスは私自身は必要と考えておるんですけれども、慎重にしっかり考えながらしていく必要があるのかなと、まず委託という形でシルバー人材センター等でさせていただいて、事業を確かに多様なサービスも使えるよねということの利用者の方の信頼を得られるような形にしていくべきかなということで、緩和した基準ということでございますが、訪問型サービスAという形をさせていただいております。

通所型サービスCも同様に、現行の相当のサービス以外に緩和した基準の通所型サービスAや住民主体の通所型サービスB、今回させていただいてます短期集中予防の通所型サービスCというメニューを国は一定示してはおるんで

すけれども、摂津市の場合は、通所の基準をどういう形で緩和するのが適切なのかということを考えますと、事業の採算等も当然ございますので、まずは現行のサービスということと、あとはやはりリハビリ等に市として力を入れていくというのを明確に出すために、通所型サービスC短期集中のサービスを選択させていただいた状況でございます。

まずは、新しい総合事業を平成29年度しっかり移行していくということが一番大事な、まず市としてさせていただく内容かなと考えておりますので、こういう形での選択を平成29年度はさせていただいた状況でございます。

次に、認知症予防に関しましてでございますが、今回、認知症の予防に体操を考えておりまして、ただ、認知症予防ということで体操すれば認知症にならないというわけではございませんが、具体的には、体操といいましても、複数の動作を組み合わせたような例えば右手はグーで左手はパーみたいな、そういうものの組み合わせを体操の中で組み入れることによって、脳を刺激して認知症予防になると。グループの活動とかつどい場等ですること、皆さん日ごろ、認知症ということにならないようにというのは、よく高齢者の方のお話でお聞きすることですから、身近にさせていただくようになればなど。そういうのをわかりやすく啓発できたらなどと考えております。実際、保健センターの専門職の方に素案等も考えていただく予定をしている状況でございます。

つどい場に関しましては、まずは、この4月に5か所ということで始めさせていただきますが、まず5か所

以外にも、今後担い手の方をずっとしていただいて、さらに今、実際、参加公募等をさせていただいて、参加していただいた方の養成というか交流をしっかり支援することで、今は1か所ですけれども、もう1か所していただける力をつけていただくと、できるだけ身近で通いやすいつどい場をつくっていったらなど考えておる状況でございます。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 本当に時間がない中、申しわけないんですけれども、ご答弁いただきまして、まず繰り入れのことなんですけれども、3か年で計画を立てられて、ある程度平成29年度にふえるだろうということは想定はされておられたけれども、しかし今回の繰入額そのものは、想定以上のところもあるんだというお話だったと思うんです。となってくると、やはり気になるのは、基金残高なんですよね。介護保険全体の予算に対して、どの程度の今、基金が積み上がっているのか、平成29年度に執行するという前提で少しその点についてお聞かせいただければと思います。

それから、なぜ訪問型サービスAと通所型サービスCを選択されたのかというお話なんですけれども、となると訪問型については、AからDまでございますよね。通所型はAからCまでであるということで、とりあえず2つされるんですけれども、この先ももっともそれをふやしていこうというお考えなのか。再度その点についてお聞かせをいただければと思います。

それと認知症の予防の話とつどい場なんですけれども、これ関係いたしますので、これからつどい場の開設の数につ

いては、恐らくこれから担い手のされる方の数とも関係してくるんだろうなと思うんですよ。つどい場そのものを開設を平成29年度にさせていただきますけれども、これが本当に多くの皆さんに集まっていたいて、効果のあるものにしていこうとなると、本当に担い手の方のそういう知識といいますか、実際に伝える技術といいますか、そこは本当に行政としてフォローしていかなあかんのかなと思います。そうでないと恐らく、つどい場を開設をしたけれども、最初は人が集まってたけれども、なかなか続かないということにも成りかねないと思っておりますし、その担い手の育成といいますか、先ほど交流ってお話されましたけれども、新たな地域なんかは本当にこれ出てくる分野だと思ってますので、そこら辺についても、やはりしっかりと研修等含めて行っていただきたいなと。今、これ要望として申し上げたいと思います。

1回目聞くのを忘れてまして、新しいサービスというか事業に移るに当たりまして、申請をされる方の手順が若干変わるとお聞きをしておるんですけども、その点ちょっと再度お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 それでは、基金残高に関しましては、まだ平成28年度決算まだ迎えておりませんが、一応正確な金額というか、ある程度見込みということでございますので、3億831万6,713円という見込みになっております。もともと、給付費として計画の中で取り崩す額としましては、9,490万5,000円をもともと基金として取り

崩す予定をしております、これに関しては想定させていただいておった状況でございますが、総合事業の運営としまして、1億2,600万円ぐらい見込んでおりましたので、5,000万円近くを一旦取り崩すという状況になってございます。

したがいまして、今回、介護保険の準備基金から1億4,700万円程度の額が取り崩されたということで、先ほどの準備基金もともと9,000万円ほどは取り崩す予定だったんですけど、総合事業が思った以上にするというので、基金を取り崩す予定で、基金残高としては1億5,000万円ぐらいになる。一旦はなるのではないかなという状況です。

次に、訪問型サービスAと通所型サービスC以外にもどうなのかということではございますが、新たな訪問型サービス、これは一定国が、多様なサービスとして例示として上げていただいております状況でございまして、必ずしもこの近隣市を見させていただくとやっているとこのほうが少ない状況もございますので、どういう形が一番摂津市にとって適切なのかということをしつかりと確認しながら、新たなサービスは導入していく場合は行っていきたいと考えておる状況でございます。

ただ、介護予防や今後、団塊の世代の方々のサービス基盤の整備ということになってくると多様なサービスというのは1つの選択筋かと思っておりますので、より摂津市の現状に合わせた形でやっていきたいと考えておる状況でございます。

総合事業に関しては、どう切りかえていくのかということでございますが、今、

実際、要支援１・２の方のサービスを受けられている方に関しましては、ケアマネジャーや包括支援センターの方がおられますので、その方々には、もう既に更新のときに切りかえていただくと。サービスとしては切れ目になりますので、予防１・２の方は１年間でございますので、この平成２９年度に必ず１回は切れますので、スムーズにサービスを選んでいただけるのではないかなと。

摂津市の場合、現行サービスを選択していただくということは可能ですので、ご本人が望まれた場合、現行サービス等を利用できます。

特に何かご本人としては、新たな契約をする必要があるのかなと、新しく変わったなというぐらいで、スムーズにできるのではないかと考えておる状況でございます。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 ご丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。

今回、平成２９年度の取り組みといったものが、２０２５年問題といいますか、その地域の包括ケアシステムに向けての、それは第一歩になるのかなと思っておりますし、先ほど、課長が答弁でおっしゃっていただきましたけれども、まずは平成２９年度の事業を成功させてなんだというお話がありましたので、本当、そこをしっかりとさせていただいて、また、この２０２５年に向かっていく中では、やっぱり住民主体といったことが、今まで以上に重要になってくるのかなと思っておりますので、総括の担当課としても、もっと戦略的に念頭に置きながら、ぜひ取り組んでいただきたいなということ要望として申し上げて、終わらせ

ていただきます。

○上村高義委員長 ほかに。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 総論的なことで、確認をしておきたいと思います。

今年度、新年度は健康元年ということで命を打たれまして、健康づくりの政策というか、メニューがたくさん今回の予算の中にもありまして、随分議論をさせていただきました。思い起こしますと、この介護保険は平成１２年に始まって、最初はどんどん使ってくださいという周知から始まっていって、途中からやっぱり介護予防も大事だという話になってきまして、摂津市でも、たしか平成１５年だったと思うんですけど、高齢者筋力トレーニングということを導入していただいて、その辺から摂津市として、介護予防という考え方が入ってきました。

思い起こせば、それ以降に体操三部作ができました。これも言いましたね、この間もね。嶋野委員の奥さんが前で踊られているビデオができましたが、そういう体操三部作ができて、また、それをどんどん広めていくという流れなんかもつくりながら、健康づくり、ウォーキングもそうです。やってきましたけれども、これは何のためかという、やっぱり市民の皆さんに元気で、そして、いつまでも長生きしていただきたいということが第一の目的でやってきた。ここは絶対忘れたらあかんとこだと思うんですね。

その副産物というか、その対価として、例えば、さっきの国民健康保険でもありましたけれども、保険料、利用は少し減ってくるだろうとか、特に介護保険なんかね、介護の利用料が減るだろうというこ

とは、これは出てくると思うんですね。そういう意味では介護保険も国民健康保険の担当者も一緒になってね。それからまた、保健福祉部も一緒になって今、市として取り組んでいることだと思うんですが、基本は、一番大事なことは、やっぱり市民の皆さんに元気で長生きしてもらおうということだと思うんですが、この辺のちょっと確認をしておきたいと思います。

それで、国からの指導で、平成30年度から、この第7期高齢者保健福祉計画で地域包括ケアシステムというのを進めていくということになって、いよいよ前倒しで平成29年度から新しいメニューがスタートするということで、これはこれでまた、非常に感無量の思いでございますが、それぞれのメニューは、先ほど、お話をされました。

これも大事なことは市民が主体で、市民がなれ親しんだところで元気で、その場で最後まで暮らしていこうということが目的なので、これをまず、確認しておかなあかんと思うで、それがあって一つ一つの施策がないとあかんと思うんですね。

実は、つどい場事業をもうやっていたくということ、千里丘第10集会所で開催されますということで、交番に、もう張られていますね。

ところが、なかなか、これ週1回大変やなということで、話題としては、本来の意味が、なかなか理解されずに、リハサロンが毎週やられるんや的な発想が、なかなか抜けないということで、何のためにやっているのか。この壮大な思想というか、これは、やっぱり周知をもっともっと積極的にしていけないといけな

い。これは市民が主体なので、市民にやっぱり理解していただいて、地域で、できるだけ元気で頑張りましょうということになっていくことが、一番、僕は大事だと思うんですけど、その辺も含めて、今、どんなお考えなのか、ご答弁いただきたいと思います。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 それでは、藤浦委員のご質問について、お答えさせていただきます。

私も今、おっしゃっていただいた、そのとおりだなと思っておりますし、そういう形で進めていくために介護予防、健康のほうでしたら健康寿命ということになりますけれども、同じ目的に向かって、進んでおるのではないのかな思っております。

やっぱり地域で身近なところで、一般高齢者の方から通っていただける場所づくり、それが、やはり週1回、顔を出せることで地域での人間関係の形成にもなりますので、そういうことを改めて確認しながら、この第7期の計画をつくっていったらなと思っておりますし、介護保険の事業を進められたらなと思っております。

○上村高義委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 そうということですね。健康づくりにしてもそうですし、やっぱり参加されている方が、体操もそうですね、ほとんどが高齢者なので、やっぱりそういう意味では、元気で長生きな市民になっていただくために、しっかりとやるんだということは、我々も、地域に入ったらしっかりと訴えていきたいと思っておりますし、理事者の皆さんも、あの手この手で、100万回、情報を流すような、

ちょっと課が違いますけども、それぐらいの勢いと、思いで、とにかくしっかり周知を図っていただきながら、また、それぞれの施策については、よく中身も精査をして進めながら、ちょっとこれは変えたほうがいいなという場合は変えてもらったりとか、いろいろしながら試行錯誤もあると思いますが、とにかく、最初に言いましたけども、市民が主体だということを忘れずに進めていただきたいということで要望しておきたいと思います。

○上村高義委員長 藤浦委員の質問が終わりました。

ほかに。

増永委員。

○増永和起委員 それでは質問をさせていただきます。

介護予防生活支援事業の部分に関しては、シルバー人材センターの問題も含めて、午前中に質問もさせていただきました。株式会社が、これから参入もするという話もありますけれども、私たちは、やはり現行相当のみで行うべきだと思っております。緩和された基準の訪問型サービスAというのは、やめるべきだと思っております。吹田市や池田市など、現行相当でいくということで聞いております。ぜひ、そのようにやっていただきたいと思います。導入はするけれども、慎重に様子を見ながらやっていくということでお話を伺ってますので、少なくとも、その姿勢は崩さないでいただきたいなと要望しておきます。

それから、チェックリストについて、大阪社会保障推進協議会の調査に、これは摂津市が回答されているんだと思いますけれども、今までのチェックリスト

に対してのご答弁とちょっと違うなと思っていますんですけれども、要介護認定の申請を新規の方にはしてもらおう。それから、認定もされて、更新の際には訪問型サービス、通所型サービスのみを利用している場合は基本チェックリストを希望する人に受けてもらおうということをして今後、検討していくと回答をされています。

専門職がやるんだとは書かれているんですけれども、チェックリストは、やはり要介護の認定とは、また違うものです。簡易な形のものでし、今、認定についても、そういう不服がある場合は審査をもう一度やり直しの請求を出せると思うんですけれどもね。チェックリストは、そういう不服があったとしても、それに対してやり直しをしてくれという審査の請求というのが、法的にきちんと手続としてないと思うんですよ。このことについて、お答えをいただきたいと思います。

それから、同じく社会保障推進協議会の資料で地域ケア会議についても、これから検討するという事でおっしゃられています。これについても、どういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから、介護保険料についてです。非常に保険料が高く、年金から天引きされると、さまざまな方からお聞きをしています。第7期に関しては、今、お話では基金が3億円あるところを1億2,000万円幾ら、取り崩して入れるんだとおっしゃっております。まだ、でも1億円、その残り部分があるわけですね。

前、8,000万円ほど基金が積み上がってきたときも、3年間で、これは使っていく内容の基金なわけだから、そう

いう性格のものだから、この基金の積み残し全部投じて、しっかりと保険料引き下げに使うべきだという討論を日本共産党でさせていただきました。それは入らせていただいたんですけれども、それに上回る、また、基金の積み上げがあったので、今、3億円まできているということやと思うんですけれども、今回、総合事業でたくさん費用が要るだろうという見込みということについては、一定、理解をするところなんですけれども、それを使って、さらにまだ、余るという基金については、きちんと引き下げに使っていただくことを、ぜひやっていただきたいと思いますけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 増永委員のご質問に関して、ご答弁させていただきます。

チェックリストに関しましては、実際、総合事業の方に関して、特にヘルパーとデイしか利用できないと、非常に限られた方に介護予防が必要かどうか確認できるサービスと思っておりますので、基本的には介護保険の申請のサービスを利用していただくのがよいと思っています。

更新時のみと想定はしておるんですけれども、非常に簡易な利用ということで、サービスの決定がすぐにできますので、30日以内とか、60日以内と2か月前から実際、出せるんですけれども、介護保険の期間内におさまらずに超えてしまったりというような状況とかもございますので、ある程度、総合事業の通所型サービスの分しか利用しないよという方に関して、選択できる一つとし

て、チェックリストというのがあると思っておりますので、特に積極的にというわけではなくて、選択肢の一つと考えておる状況でございます。

地域ケア会議を変更するということでございますが、より地域の方も含めたサービスということで、多分、市の指導的なことをということではなく、より地域の方々が交流できるような形で、知っていただく形で変更を考えておる状況でございます。

あと介護保険の保険料にある基金に関しましては、もちろん引き下げに使っていくと考えておる状況でございます。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 チェックリストというのは、あくまで補佐的なというか、そういう形で、基本的には介護認定をやっていくとお伺いしたんですけれども、ぜひともその方向でお願いします。

チェックリストで介護認定や、更新を済ませるというようなことにぜひしないようにしていただきたいと思います。

それから、地域ケア会議です。他市では、ケアマネジャーつるし上げ会議と呼ばれているらしく、卒業する目標を持って、そこへ向けて、今どうなっているのか、ケアプランがなくなっていることをやられるということも聞いております。今、おっしゃったように、市が、こういう方向でということで、介護の従事者たちを追い詰めるという形ではない、もっと有意義な形でやられていくんだということでお伺いしていますので、そのところぜひ、よろしくお願いします。

それから、介護保険の保険料、できるだけ引き下げに使っていただくという

ことですので、それもまた、今後、繰り入れたけど、もっと積み上げたみたいなお事にならないように、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。

引き続き、議案第27号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時45分 休憩)

(午後4時46分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第19号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第24号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時48分 休憩)

(午後4時49分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採

決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第16条の規定により委員長が本案に対する可否を裁決します。

委員長は、議案第1号所管分について可決すべきものと裁決します。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第19号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成、よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上村高義委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第25号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上村高義委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上村高義委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上村高義委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上村高義委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時53分 休憩)

(午後 4時54分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について、協議します。

平成29年度委員会行政視察を実施することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、視察事項、視察先、視察日程等についてご協議いただきます。

時間の関係上、今回の会期中に視察先等の決定は困難かと思われますので、本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する事務調査について、閉会中に審査することが諮られます。

本委員会の所管事項については、老人福祉行政について、障害者福祉行政について、保健医療行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政について、文化スポーツ行政について、平成29年9月29日まで、閉会中に調査することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、次回開催時には、視察項目、候補地、複数の希望日等を提案いただきますよう、検討をお願いします。

これで、本委員会を閉会します。

(午後4時55分 閉会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 増永 和起